

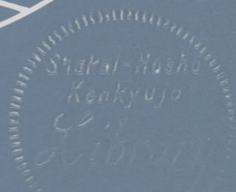
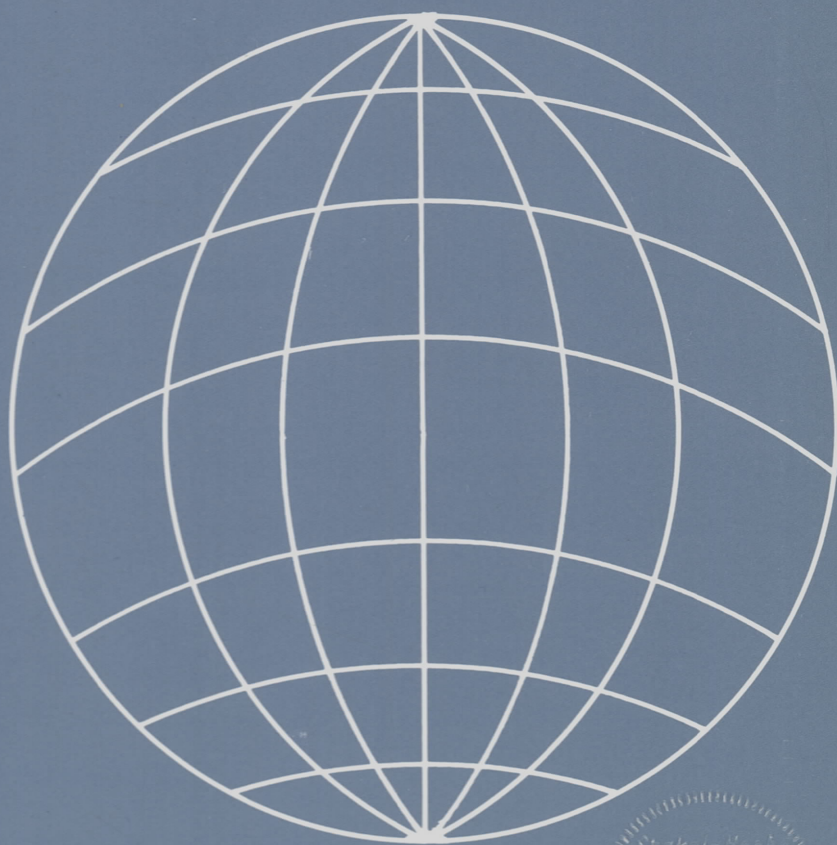
# 海外社会保障情報

---

No. 57

---

March 1982



社会保障研究所

## アメリカにおける高齢者の労働供給パターン

三 上 芙美子

( 社会保障研究所研究員 )

## はじめに

ほとんどの先進諸国において、年金・医療等の社会保障が充実されるにつれて、高齢者の労働力参加率は、低下してきている。高齢者が職場で働き続けるかどうかの選択は、しかしながら、単純に年金受給の有無のみに左右されることなく、さまざまな社会的および個人的条件と環境によるところが少なくない。アメリカでは、このような高齢者の労働供給行動に関して、すでに10年ほど前から活発な調査・研究が行われてきた。とくに1970年代後半から1980年代初めにかけては、数多くの研究成果がつつぎと現われ、高齢化社会における労働と福祉の問題への関心の高さを伺い知ることができる。

本稿は、近年のアメリカにおける高齢者の労働供給の決定に如何なる要素が影響しているかについて、各種のデータやこれらの調査・研究結果などに基いて論じる。ただし、数知れぬ文献資料の中からここでとりあげられたものは限られており、また確固たる定説もみられないから、本稿で展開される議論から、結論らしきものを引きだ

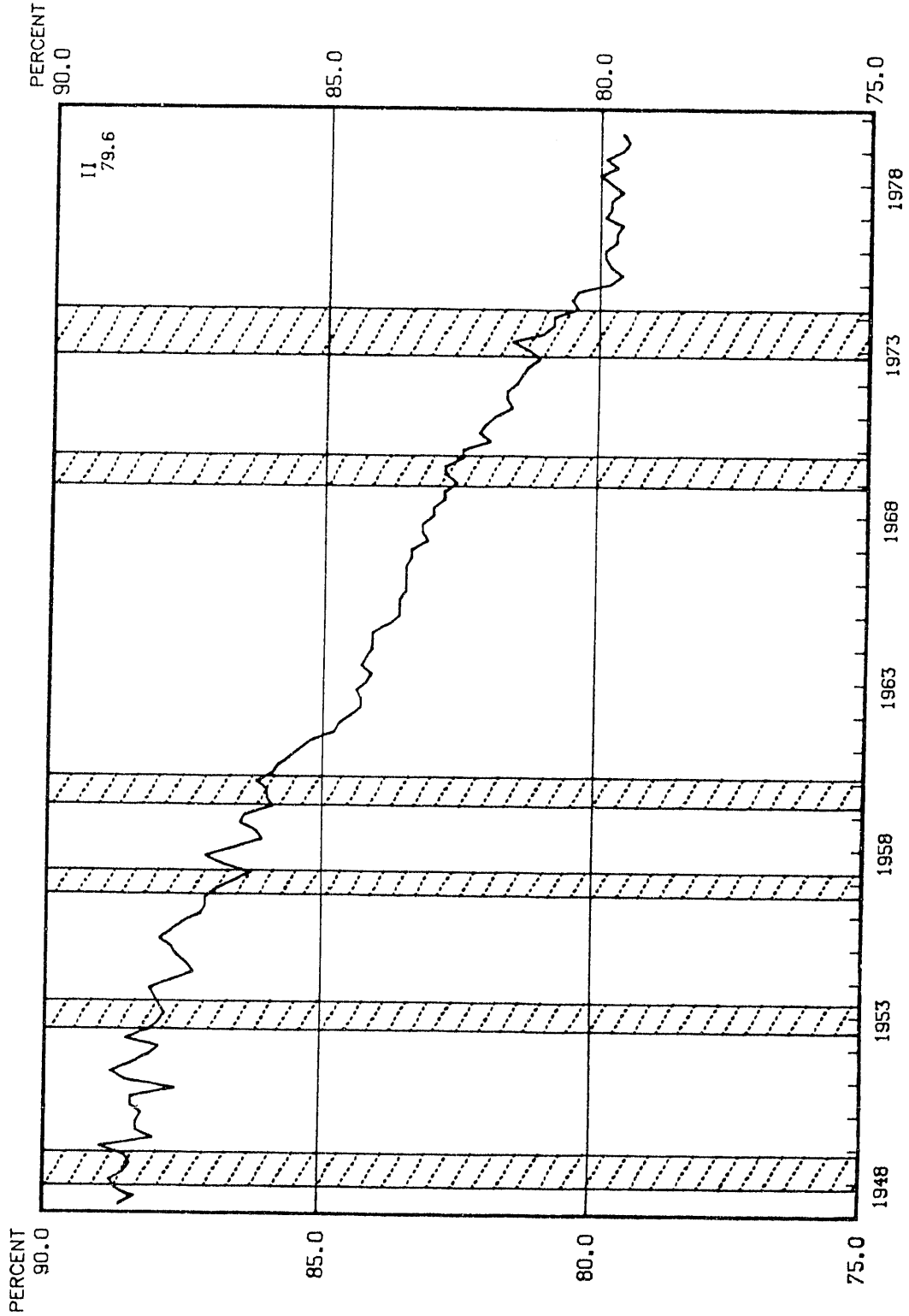
すことは困難である。ここでのねらいは、むしろ、アメリカの高齢者の労働供給パターンについて、一般にあまり知られていない面をも紹介し、社会保障の役割をより広く考察・検討するための資料の一端を提供することにある<sup>(1)</sup>。

## 1. 高齢層労働力率の推移

年齢が高齢に達すると職場から引退する者が多くなるから、高齢層の労働力率は、云うまでもなく、若年・中年層に比べて低い。ここで労働力率とは、当該グループの人口のうちどれだけが労働力人口となっているかの比率をいう。アメリカでは、1979年現在、20才以上の労働力率は64.3%であるが、65才以上については、これが13.2%という低さである。男女別にみると、男子は20才以上が79.8%、65才以上が20.0%、女子はそれぞれ50.6%と8.3%で、女子の労働力率の方が男子よりも低くなっている。

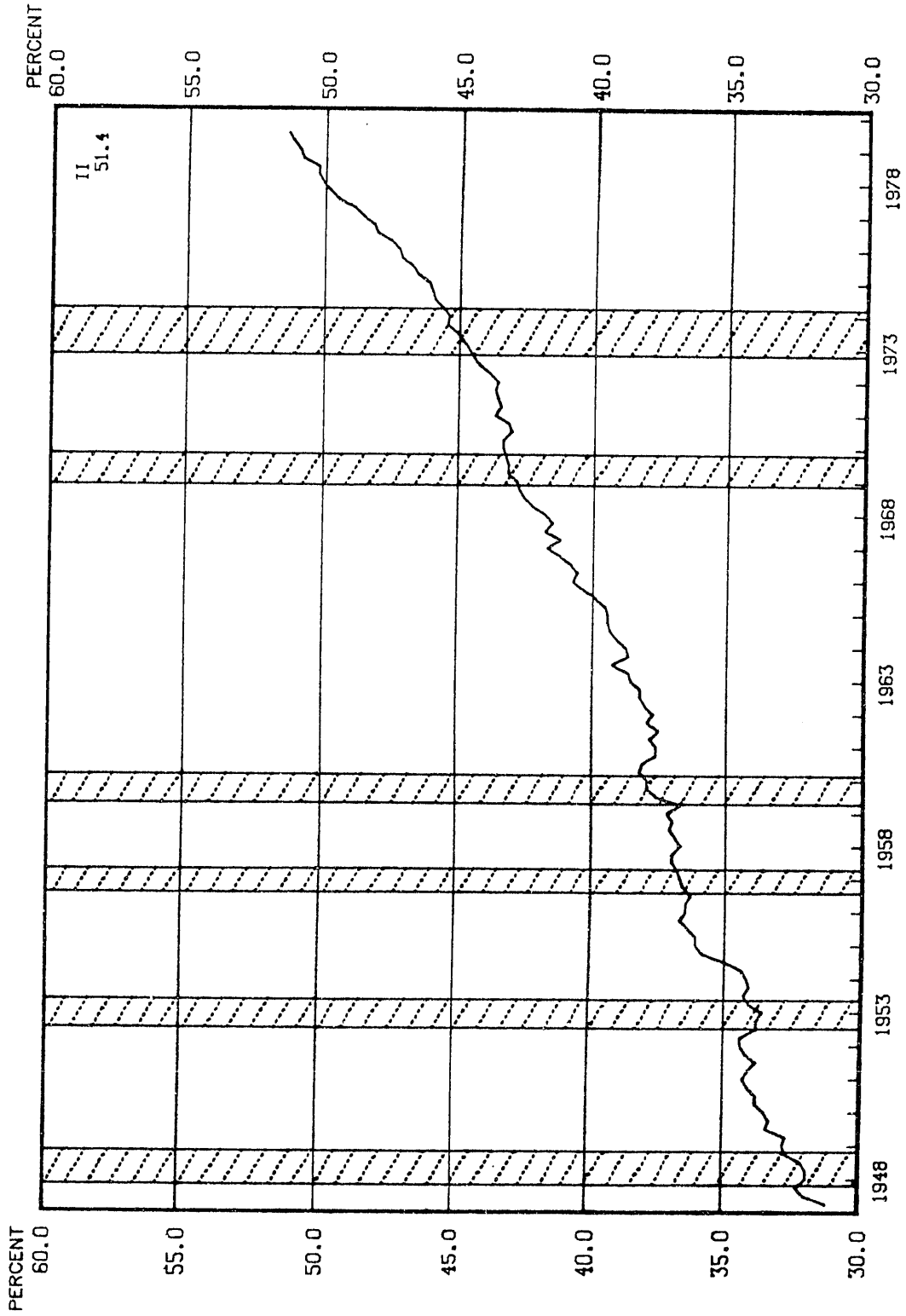
つぎに、これらの労働力率が歴史的にはどのような変動を示してきたかを、観察してみよう。図1～図6は、1948年から1980年までの労働力率の推移を性・年

圖1 Men 20 and over, 1948-80, U.S.A.  
(Quarterly civilian labor force participation rates, seasonally adjusted)



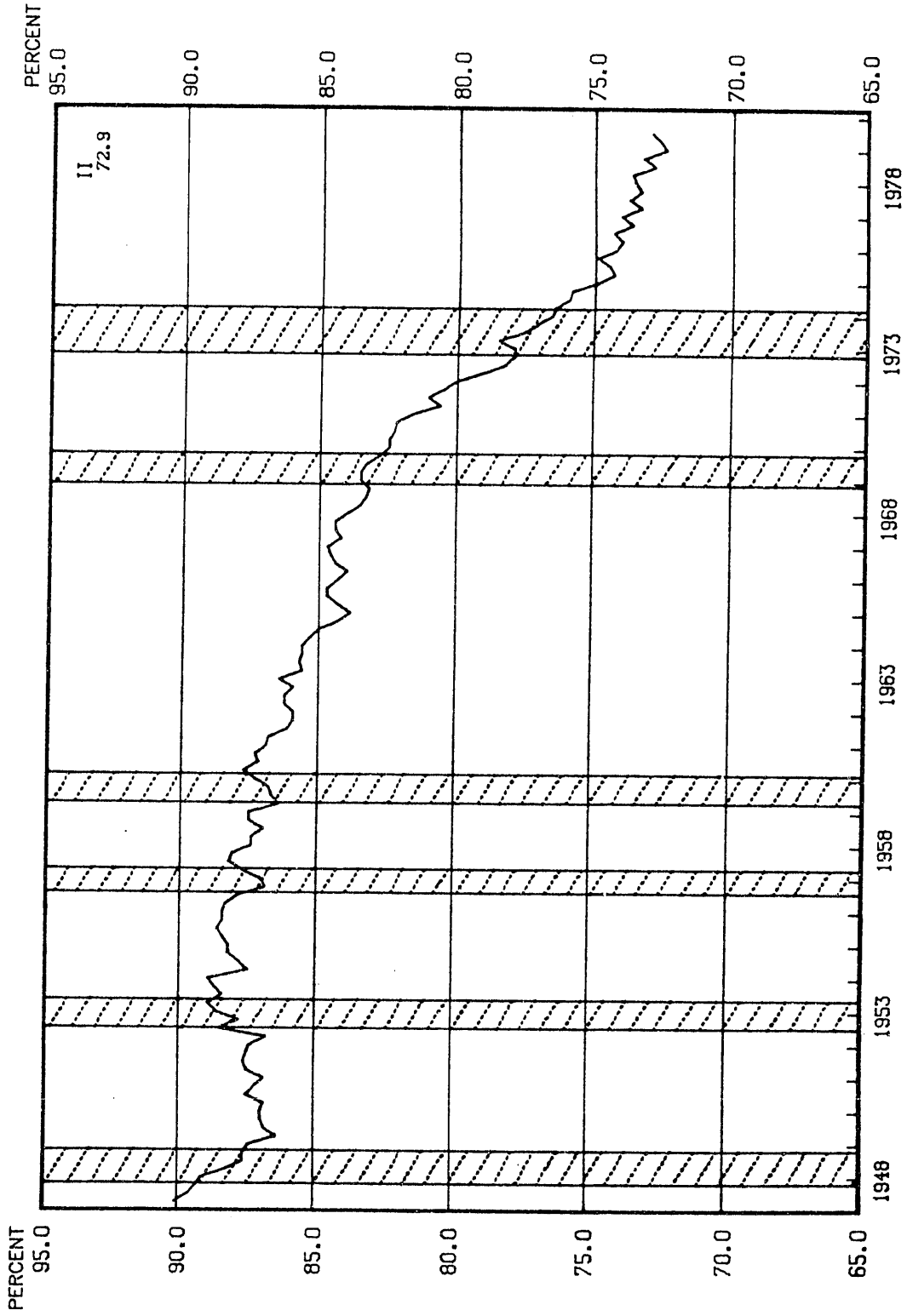
資料出所：U.S.Department of Labor, Bureau of Labor Statistics (1)

図2 Women 20 and over, 1948-80, U.S.A.  
(Quarterly civilian labor force participation rates, seasonally adjusted)



資料出所：図1と同じ。

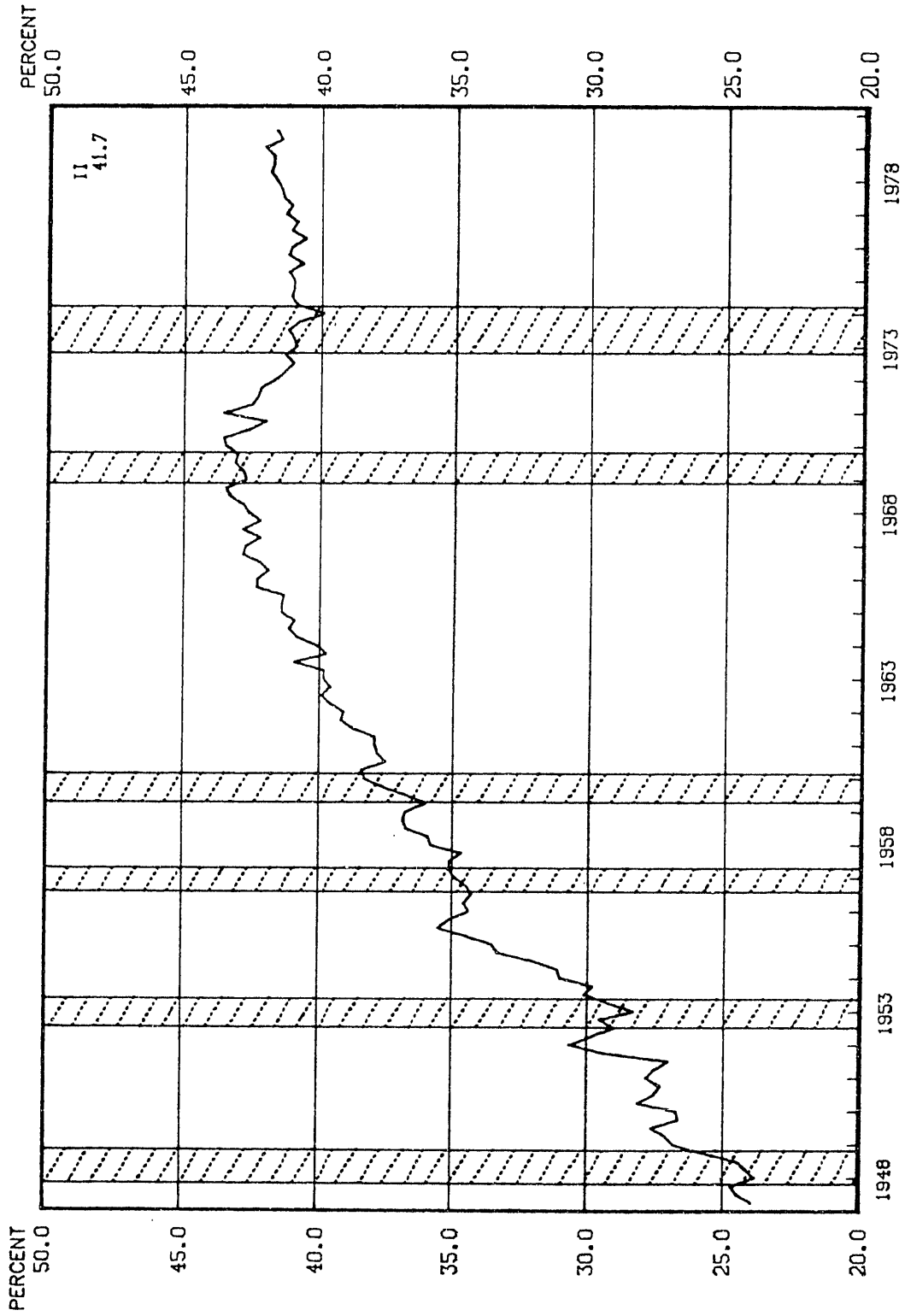
図3 Men 55-64, 1948-80, U.S.A.  
(Quarterly civilian labor force participation rates, seasonally adjusted)



資料出所：図1に同じ。

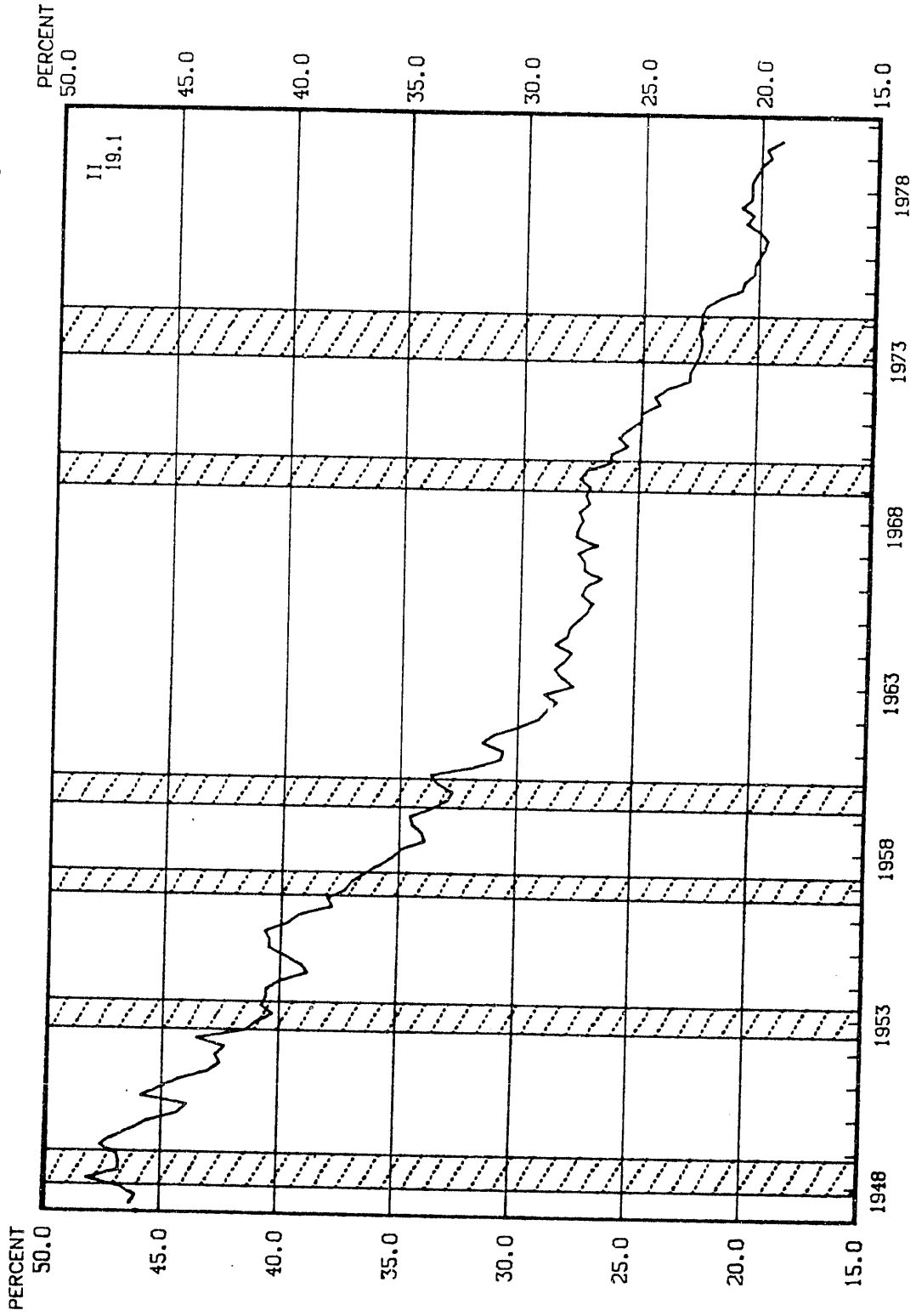
図4 Women 55-64, 1948-80, U.S.A.

(Quarterly civilian labor force participation rates, seasonally adjusted)



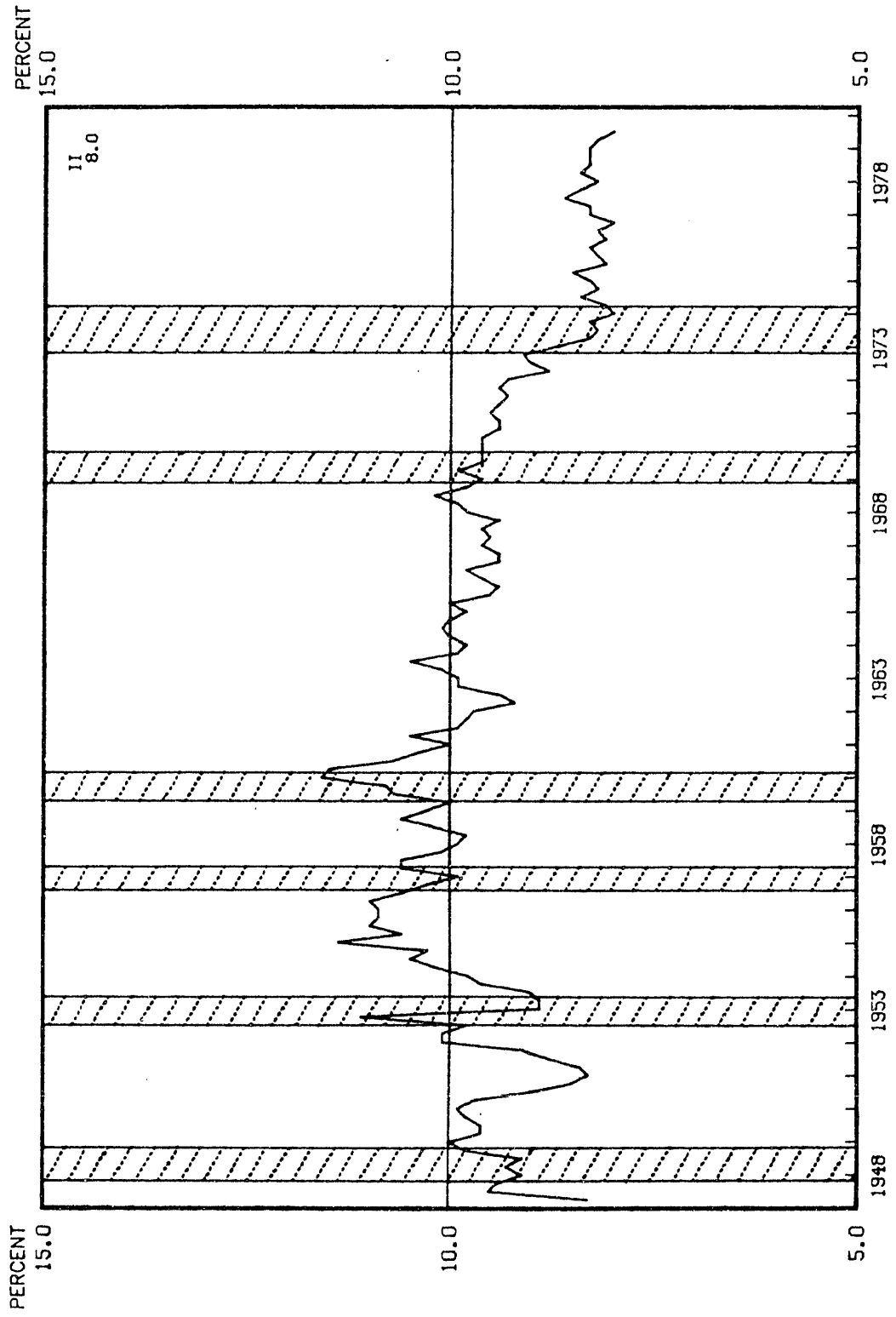
資料出所：図1に同じ。

図5 Men 65 and over, 1948-80, U.S.A.  
(Quarterly civilian labor force participation rates, seasonally adjusted)



資料出所：図1に同じ。

図6 Women 65 and over, 1948-80, U.S.A.  
(Quarterly civilian labor force participation rates, seasonally adjusted)



資料出所：図1に同じ。



## 論 文

年齢階層別に描いたものである。まず、20才以上の年齢計の労働力率の動きをみると、戦後、男子が下降の一途をたどってきたのに対し、女子は上昇の一途をたどってきた。この対照性は、過去20年間、55才～64才層についてもほぼ同様にみられる。ただし、女子55才～64才層については、最近10年間は下降ないしは横ばいに推移している。65才以上層の労働力率は、男女ともに低下してきているが、男子の方がトレンドの勾配が急である。最近3、4年間の間、これらの低下傾向が鈍化しフラットに近くなっている現象は、男女および55才～64才層と65才以上層に共通してみられる。

労働力率の上がり下がりには、もちろん、景気変動によるところが大である。しかしながら、上にみたような長期的な低下傾向は、景気変動のみでは説明されないことは明らかである。興味深いことに、過去20年間のアメリカの高年齢層労働力率のこのような推移のし方は、絶対水準こそ異なるけれども、日本のそれときわめて類似しているのである。これは偶然のことであるのか、それとも何か共通の要素・背景に起因することか、容易には判別できない。しかしながら、以下の項目で概観するアメリカの高年齢者の労働力供給の特徴は、その少なからぬ部分が日本のそれにもあてはまることを示唆している。

ところで、高齢者または高年齢層というとき、何才からを指すのかは、アメリカにおいても定まった「定義」は、今のところ無いようだ。労働力としての年齢は、もち

ろん個人的に差異が認められるし、就いている仕事の種類によっても異なり、また地理的条件によっても影響されるであろう。あとでみるように、高齢者の労働・福祉関係の資料は、たとえば、所得源泉に関するものは55才以上、退職状況に関する調査は58才～63才、労働供給に関する実証分析では60才以上又は65才以上、という具合に観察対象の年齢区分は必ずしも一致していない。とはいえ、少なくとも55才以上でなければ、高齢者のグループに分類されないことに異論はないようだ。これ以上は、そもそも、ア prioriに何才からが高齢者であると決めることはあまり意味が無いと思われるから、ここではあえて定義はしない。

高齢者が労働力市場から引退するのは定年という制度的な要因による、とされる場合もある。このような制度面を強調する見方は、少なくともアメリカでは、支持されがたい。表1に掲げた60才から69才までの各年齢の労働力統計値は、1966年の数字で少々旧くなるが、多くの人々が65才の定年に達する前に、労働力離れしていることを示している。典型的な年齢は、年金の減額支給を受け始められる62才である。65才で定年退職した人々も相当数いるとみられるが、定年制と満額の年金やその他社会保障の受給資格年齢とは、互いによく結合しているから、彼らの多くは、制度的に強いられてではなく、むしろ任意に退職しているとみられる。実際、各種の実態調査の結果は、退職を強いられた退職者の割合が5～10%にすぎないことを明ら

かにしている。<sup>(2)</sup> 1978年改正の「年齢による雇用差別禁止法」(Age Discrimination in Employment Act — 以下ADEAと略称)は、定年を、一般に従来の65才から70才へ引き上げ、70才前に退職を強要してはならないとした。定年がさらに延長されたのであるから、この法律が高

齢者の労働供給—退職決定に与えるインパクトは、なおさら小さくなると予想される。

そこで、以下の議論では、定年制との関連には言及せず、高齢者の労働供給に比較的大きな影響をもつと考えられる原因について述べ、上にみたような高齢層労働力率の長期的低下傾向の中身を考えてみたい。

表1 Labor force participation trends by single years of age for persons 60 to 69, 1966 annual average

	Year of age									
	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
Civilian noninstitutional population	1,914	1,884	1,888	1,790	1,726	1,850	1,699	1,578	1,548	1,427
Civilian labor force	1,105	1,029	883	720	623	494	381	326	288	236
Participation rate	57.7	54.6	46.8	40.2	36.1	26.7	22.4	20.7	18.6	16.5

資料出所：Paul O. Flaim〔2〕

## 2 高齢者の労働供給を決めるもの

若年層あるいは中年層の場合と異なり、高齢者の労働供給は、職場で従前通りあるいは労働条件を変えて働き続けるか、それとも全く働くのをやめる(退職する)かという問題に限られることが多い。働いていなかった者や職業経験の無い者が新たに働き始めるということは、高齢者の場合には困難な点が多く、実際、きわめて例が少ないからである。アメリカでは、したがって、「高齢者の労働供給」論が、「退職決定」論として展開される傾向さえみられる。

一般に高齢者の労働供給を決める諸要素は、概ね、1.経済的条件、2.賃金以外の労働

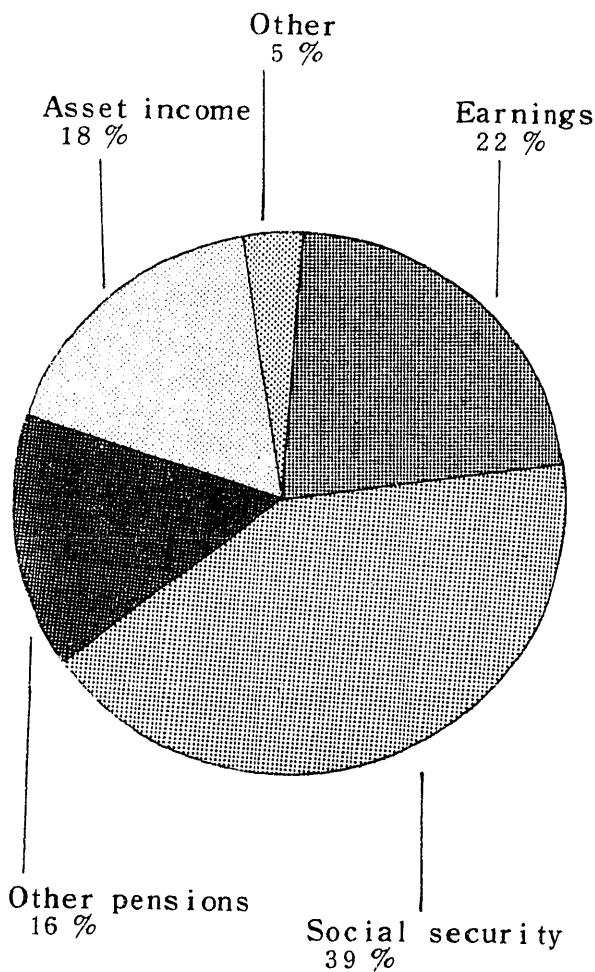
条件、3.その他の非経済的理由、に分けられる。第1は、言うまでもなく所得である。賃金、社会保障、その他の年金、資産所得などがこれに含まれる。第2には、労働時間に関する条件の他に、雇用労働者、自営業従業者というような就業形態や職場環境などが挙げられる。第3の非経済的理由には、健康状態、仕事への関心度、人的資源、その他多くの要素が考えられる。仕事への関心度と人的資源は相互に関連しているが、通常、教育水準、職業経験、仕事の種類などによって陽表的にとらえられるものとする。その他の項目には、おもに扶養家族の有無、結婚の有無、居住地域の特

性などが含まれるであろう。

どれだけの時間、幾人の高齢者が労働力として労働市場に参加するかは、もちろん、どのような労働需要がどれだけあるかという、いわゆる市況 (market condition) によっても規定される。また、労働の需要と供給は相互に独立でない面もある。本稿では、しかしながら、労働需要に関しては直接の論議の焦点ではないから、以下ではとくに触れない。

### 所得 (Income)

図7 Shares by income sources for the 65 and over



資料出所：U.S.Department of Health, Education, and Welfare, Social Security Administration ( 10 )

図7は、近年の65才以上の者の所得の源泉別シェアを表したものである。これによると、所得は、概ね4つの源泉、すなわち労働からの収入 (Earnings)、社会保障 (Social Security)、その他の年金 (Other Pensions) および資産所得 (Asset Income) から来ている。このうち社会保障のシェアがほぼ4割で最も大きな比重を占めている。社会保障やその他の年金、資産所得などの仕事以外の所得が増大するならば、一般に、他の事情が不変である限り、労働時間を減らして余暇をより多く選好するであろうし、さらに退職を促進させることになるであろう。経済学でいう所得効果である。他方、高齢者の賃金 (労働時間当り収入) は、高くなればなるほど退職の機会費用を増大させ、彼又は彼女の退職決意を鈍らせたり、さらに労働供給を増大させる効果をもつかもしいない。もっとも、65才以上では、平均的に、子供の養育費負担や住宅ローン等の負債から解放された年齢層であるから、若年・中年層に比べて、経済的インセンティブは相対的に小さいと考えられる。

### 労働時間 (Hours of Work)

高年齢になるに従い、より短かい労働時間が好まれ、余暇選好が増大することは、すでに知られている。実際、高年齢就業者の大半は、短時間 (Part time) 就業で

ある。ここでパートタイムとは、週35時間未満をいう。表2に示されるように、1976年に65才以上の就業者がパートタイム勤務であった割合は55%に達している。男子については約半分が、女子については約 $\frac{2}{3}$ が、パートタイムで働いている

のである。そしてこの割合は、年々増加している。

高齢者の労働時間短縮化傾向は、おもに、健康状態、所得、パートタイム就業機会などの変化に影響されていると考えられる。

表2 Labor Force Participation of persons aged 65 and over, 1976.

	Total at work (1,000 's)	Working full- time(1,000 's)	Working part- time(1,000 's)	Percent work- ing part-time
All persons-----	2,4 9 3	1,1 3 3	1,3 6 0	5 5
Males -----	1,5 7 5	7 8 9	7 8 6	5 0
Females -----	9 1 8	3 4 4	5 7 4	6 3

資料出所：Paul O.Flaim〔2〕

### 就業形態 (Employment Status)

雇用者 (wage & salary workers) として働いている場合と、自営業就業者 (self-employed) として働いている場合とでは、高齢者の労働供給に差異がみられる。若い者に比べ、高齢者の方が自営業に従事する傾向が相対的に強いのである。1977年の非農業部門における男子の自営業就業者比率は、25才～59才では9%にすぎないが、60才～64才では13%、65才以上では25%に達している。そしてこれらのパーセンテージは近年ほぼ安定している〔4〕。

自営業就業者、なかでもキャリアの長い自営業就業者は、高年齢になっても退職することなく、さまざまな労働時間で働き続けていることが、1969年および1971

年のRetirement History Study (以下RHSと呼ぶ)<sup>(3)</sup>の調査からも明らかにされている。また、雇用者が、高年齢になって退職してから、自営業セクターへ移るケースもある。

なぜ年齢が高くなるにしたがって自営業就業者比率が高くなるのであろうか？第1に、自営業に従事している場合は、雇用者に比べて労働条件や職場環境に関する制約が相対的にゆるく、労働供給を弾力的に行うことができる。とくに労働時間については、自分自身の健康状況や余暇選好に合わせて調整することが可能である。これに対して、高年齢の雇用者の場合は、フルタイムで働き続けるか退職するか、いずれかの選択に直面する機会が多いから、完全なる労働力離れが比較的早期に来てしまうのである。第2に、自営業においては、仕事の

内容や経営方法に関する自由度の比較的高いことから、高年齢になっても就業意欲が維持され易いことであろう。

**健康状況 (Health Status)**

退職を決定する最大の理由は、一般に、健康上の問題にあると考えられている。高齢になるにしたがい、病気または病気がちの者の割合が増加するからである。アメリカでは、65才以上の男子人口の半分以上が、何らかの慢性的な健康障害を訴えており、それが彼らの労働能力を低下させていると言われる<sup>(4)</sup>。表3は、労働力からみた健康状況が高齢化に伴ってどのように変化したかを、RHSによる1969-1973年コーホート調査から報告したものである<sup>(5)</sup>。そこでは1969年に58-63才であったサンプルが、4年後の1973年(62才-67才)に再度追跡調査されている。

**表3** Change in extent of health-related work limitation, 1969-73: Number and percentage distribution of respondents, by sex

Extent of limitation <sup>1</sup>	Men	Women
<b>Number:</b>		
Total Reporting	6,414	2,514
Total percent	100	100
Better than 1969	11	15
Same as 1969	68	64
Worse than 1969	22	21

<sup>1</sup>Based on change from one of the following categories to another: no limitation, able to use public transportation without help from others, not able to use public transportation without help, house-bound, and bedfast.

資料出所: Kathleen Bond [5]

**表4** Health and labor-force status of white married men aged 58-63, Wage-and-salary workers, by age, social security benefit eligibility 1969.

(Numbers in thousands)

Health and labor-force status	Aged				Benefit eligibility		
	Total	58-59	60-61	62-63	Currently		
					Ineligible	Eligible	Perhaps <sup>1</sup> eligible
<b>Without health limitation</b>							
Total number	2,059.6	791.1	676.1	592.4	1,487.2	539.9	32.5
Total percent	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
In the labor force	95.2	98.5	96.9	88.8	97.8	88.3	.....
Out of the labor force	4.8	1.5	3.1	11.2	2.2	11.7	.....
<b>With some health limitation</b>							
Total number	819.0	270.2	279.1	269.7	467.0	346.4	2 5.6
Total percent	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
In the labor force	66.9	77.3	66.5	56.8	84.7	42.5	.....
Out of the labor force	33.1	22.7	33.5	43.2	15.3	57.5	.....

<sup>1</sup> Men currently aged 62-63 who do not know whether they expect to receive a social security benefit in the future.

<sup>2</sup> Percentages not shown for fewer than 25 observations.

資料出所: Joseph F. Quinn [6]

この4年間の健康状況の変化をみると、男女ともに「変化なし」が大半を占めているとはいえ、健康が悪くなった者が2割強で、良くなった者のおよそ2倍も上回っていることがわかる。

高齢層の労働力離れは、実際、表4に示されるように、健康でない者の方が、健康な者よりもその割合が高くなっている。すなわち、白人既婚男子62～63才について雇用労働力から退いた者の割合をみると、健康な者については11.2%にすぎないが、健康でない者については43.2%の高さになっている。

健康の良好でない者にとっての労働供給は、社会保障給付など労働以外からの所得の有無によって大きく左右されるであろう。健康が良好でない者でも、社会保障給付の受給資格の無い場合は、84.7%が働いている。受給資格のある場合は、このパーセンテージは42.5%に半減する。これに対して健康な者は、それぞれ97.8%と88.3%でそれほど大差が無い。また、健康のすぐれない状態で働き続けている高齢者は、パートタイム労働の場合が多い。

このように、高齢者の労働供給については、健康の問題を抜きにして論じることはできない。退職者に対する各種アンケート調査では、何故退職したかという質問に、大半が健康上の理由を第1に挙げている。とくに早期退職者について顕著である。

1969年RHS調査結果によれば、58～63才男子退職者のうちの65%が健康障害を第1の理由としてあげており、「引退又は高齢」を第1理由にする者は、わず

か17%である。

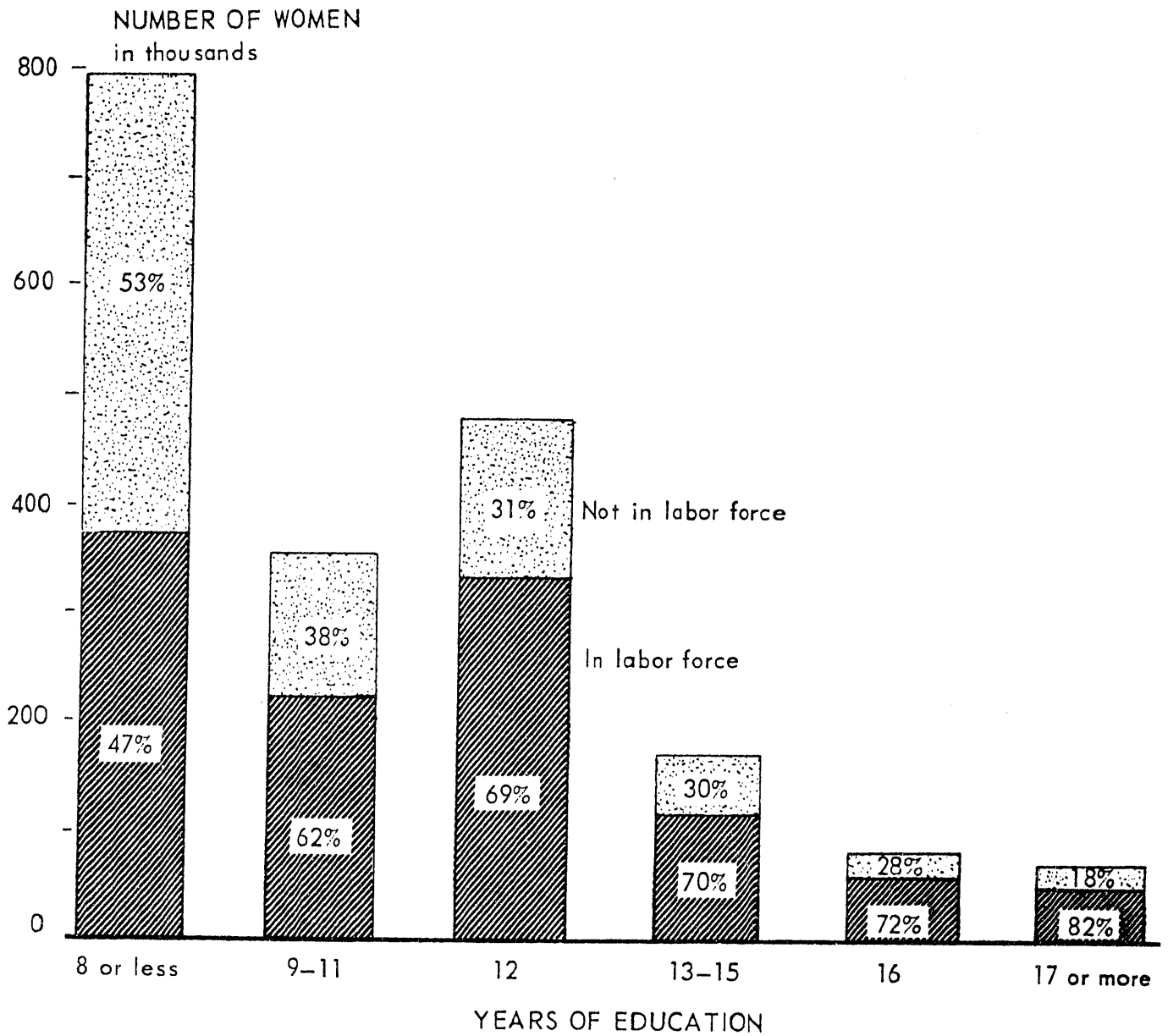
もっとも、「健康上」の理由は、働くのをやめた動機としては、対外的に最も容易に受け入れられることから、よく用いられるということもある。J.Quinnによれば、1969年RHSデータから、退職者でありかつ健康な者のみを抽出してみても、その13%が「健康上」の理由で退職したと答えている〔7〕。したがって、健康状況は、もちろん重大な要素ではあるが、高齢者の退職決定を説明する唯一支配的なものとみなすことは避けるべきであろう。

#### 教育水準 (Education)

一般に教育水準が高いほど、労働力参加率は高く、さらに、高年齢に達しても働き続ける傾向が強い。やはりRHS調査から、58～63才男子についてみると、教育年数8年以下の者の21%は非労働力化しているのに対し、13年以上の高学歴を有しながら労働力参加していない者は12%にとどまっている。この傾向は女子についても同様で、図8に示されるように、むしろ女子の方が顕著である。この調査は未婚女子58～63才に限られているが、労働力として働いていない者の割合は、教育年数8年以下では5割を占めているのに対し、12～15年では3割程度、17年以上の高学歴者は2割に満たない。

教育水準（および職業訓練の程度、資格の有無等）が高い者ほど労働力率が高い理由は、彼らが高年齢になっても続けられるような職種に就いている場合が多いことや、労働意欲の比較的高いことなどであろう。

図8 Labor-force participation of nonmarried women, by number of years of education completed, 1969.



資料出所：Sally R.Sherman〔8〕

仕事の種類 (Type of Job)

さまざまな種類の仕事は、高齢者の労働供給時間や退職決定に、どのような差異を与えているだろうか？表5は、16年以上勤務した職種別に、男子58～63才が1969年に労働力から退いている割合を

示したものである。これによると、退職者の割合は、生産工、サービス労働者、農業作業員、および非農業作業員として働いてきた者に比較的多く、専門職、農業経営者、管理職、および販売従事者には、比較的小さいことがわかる。前者の職業グループは、大部分が筋肉労働の仕事であり、高齢者に

**表5** Percent of men<sup>(1)</sup> aged 58-63 out of labor force by type of longest job held, 1969

Occupation of longest job	Number reporting (in thousands)	Percent out of labor force
Professional .....	414	10
Farmer .....	442	12
Manager .....	772	13
Clerical .....	245	17
Sales .....	175	11
Craftsman .....	1,072	16
Operative .....	954	21
Service .....	260	21
Farm laborer .....	112	24
Nonfarm laborer .....	344	27

(1) Men who had worked at their longest job 16 years or longer and who were out of labor force in 1969.

資料出所：Karen Schwab [ 9 ]

とって早期退職を促す性格が強いといえる。これに比べて、後者は、筋肉労働の少ない仕事のグループで、高年齢になっても、比較的容易に働き続けられる。なかでも管理職には、職業経験の豊富な者が就くから、管理職に高齢者の占める比率は他の職種よりも高く、その上、彼らはフルタイムで働いている場合が多い。また、販売業は、パートタイム就業機会の最も多い職業分野であるから、高齢者がこの分野で働く割合も比較的大きいわけである。

**その他の要素**

アメリカにおける高齢者の労働供給は、以上に述べた要素の他に、家族関係、人種、居住地域の特性などによっても、差異の生

じることがある。

扶養家族を有する者は、そうでない者よりも、労働力参加の傾向が強いであろう。J.F. Quinnによる1969年RHSデータからの労働供給に関する回帰分析においても、労働力率に対して扶養家族の有無がポジティブの有意な効果をもつことが認められている(表7)。また、既婚者の方が、独身者よりも退職年齢が遅いケースの多いことが、1973年RHS調査から明らかにされている。これらの傾向には、経済的なインセンティブが少なからず反映されているようである。

アメリカでは、さらに、人種間で労働供給に差異が認められる。表6に示されるように、男子58～63才については、黒人の方が白人よりも、働いていない者の割合が大きい。この事実は、黒人の方が、高年齢において労働供給を制限するような諸要素をより多くもち合わせている、ということからある程度説明される。すなわち、職業としては筋肉労働の仕事に就いていた者が多く(白人の55%に対し、黒人は82%)、学校教育も9年以下の者が多い。健康でない者の割合も、黒人の方が多いのである。このように、人種差別の問題は別として、「人種」というデモグラフィックな要素も、これまでに述べたような諸要素とオーバーラップするところが少なくない。

居住地域の特性が高齢者の労働供給にどのような影響を与えるかは、もっと複雑である。アメリカでは、州または都市の産業構造や景気動向などの、地域経済の需要面の特性としてとらえられる場合が多い。し



表6 Comparisons of white and black persons, by selected characteristics

Characteristics	Men aged 58-63			
	White		Black	
	Number reporting (in thousands)	Per cent	Number reporting (in thousands)	Per cent
Total .....	4,419	.....	427	.....
Out of labor force .....	4,419	16	427	24
With manual <sup>1</sup> work experience on longest job .....	4,366	55	422	82
With less than 9 years of school...	4,401	41	422	73
With health limitations to work ...	4,404	34	426	42

<sup>1</sup>Manual occupations include craftsmen, operatives, service workers, farm laborers, and nonfarm laborers.

資料出所：Karen Schwab〔9〕

かしながら、この他に、地理的な特性も無視できないであろう。たとえば、通勤時間の長くかかる地域や、気候の極端に寒い地域などは、高齢者の通勤には適しないであろう。これらの関係についての調査・研究は、まだほとんど行なわれていない。

### 3. アメリカの社会保障と高齢者の労働供給

#### 高齢者に対する社会保障

アメリカの社会保障のなかで代表的なものに、公的年金制度がある。公的年金制度には、すべての民間の雇用主、雇用者、および自営業者を対象とした「老齢・遺族・障害・健康保険（OASDHI）」の他、連邦、州、および地方の公務員や鉄道従業員などに対する、それぞれ独自の年金システムがある。なかでもOASDHIは、労働力の9割をカバーする大規模な制度である。この制度の基本理念は、「被用者は、

就業期間中に社会保障税を納めて財政負担を行い、退職、死亡、障害又は疾病の故に収入が得られないときもしくは減少したときには、毎月現金給付が与えられ、失われた世帯所得の一部を保障される」というものである。

ここでは、社会保障のなかでも高齢者の労働供給に関連の深い公的年金制度、とりわけOASDHIによる老齢年金（Retirement Benefit）および遺族年金（Death Benefit）の制度について概略を紹介しておこう。

まず、1981年7月現在における、これらの年金の受給資格は、主としてつぎのようになっている。

#### 老齢年金

##### ① 被用者

- 65才以上 満額支給
- 62—64才 減額支給

##### ② 被用者の配偶者

- 65才以上 50%支給
- 62—64才 減額支給
- 扶養児童有り 50%支給

③ 被用者の子供

- 18才未満 50%支給
- 就学中の18—22才 50%支給
- 18才以上の傷病者（但し、傷病が22才前に発生した者）50%支給

遺族年金

① 被用者（死亡）の配偶者

- 65才以上 満額支給
- 60—64才 減額支給
- 50—59才の傷病者 減額支給
- 扶養児童有り 75%支給

② 子供

- 18才未満 75%支給
- 就学中の18—22才 75%支給
- 18才以上の傷病者（但し、傷病が22才前に発生した者）75%支給

これらの社会保障給付を受けるためには、一定の就業期間が必要である。この必要年数は、年齢又は死亡年に依存する。たとえば、1981年に62才になる就業者は、それまでの就業期間が7年半あればよい。1991年以降に62才になる者は、それが10年必要となる。

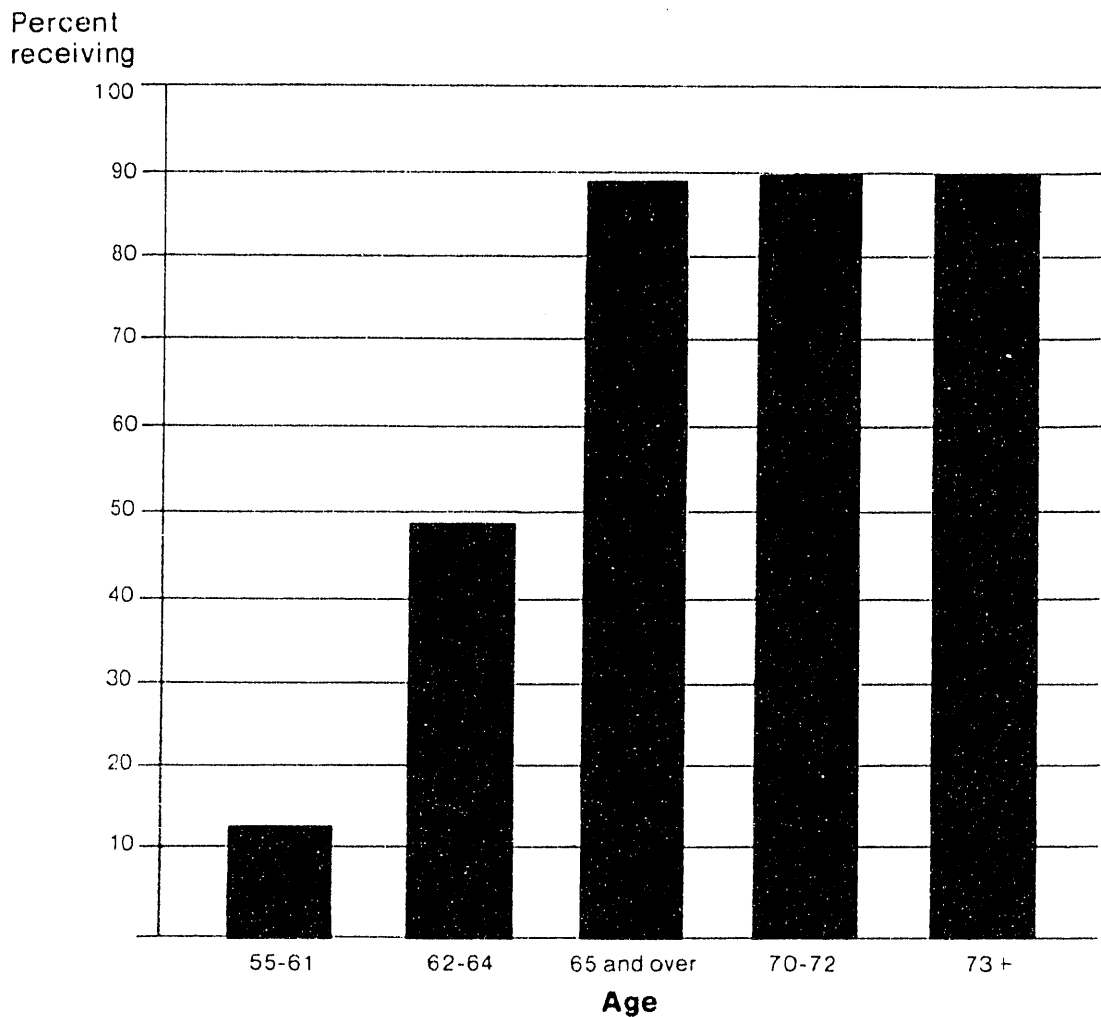
各自の給付額は、62才前の年間所得、就業年数、および所得累進的ウェイトの3本の柱に基いて、算定される。たとえば、1981年6月に退職した者は、65才の場合は平均592ドル、62才の場合は平均382ドル、配偶者はそれぞれの半額、

となっている（1981年6月現在）。そして、これらは物価上昇に応じて自動的に引上げられ、社会保障の実質価値が維持されるシステムになっている。

社会保障給付を受けながら働いて収入を得ている場合は、100%の給付を受けられないこともある。1981年現在、65才以上の受給者は、就労からの収入が年間5,500ドルを越える部分については、超過2ドルにつき年金給付を1ドル減額される。この収入制限は、いわゆる“earnings test”と呼ばれ、1982年には6,000ドルに引き上げられることになっている。ただし、受給者の年齢が72才（1982年からは70才）に達すると、この収入制限はもはや適用されない。

それでは、以上に述べたようなアメリカの社会保障は、どれくらい普及・充実しているであろうか。図9は、老齢年金給付を受けている者の割合を、年齢階層別に示したものである。これによると、65才以上人口のほぼ90%までが受給しており、公務員、鉄道従業員がこのなかに含まれていない（独自の年金制度によってカバーされている）ことを考慮すれば、社会保障給付はほとんどの高齢者にゆきわたっている、といえよう。図7においてすでにみたように、高齢者の所得には、社会保障の他に、個人年金、仕事からの収入、資産所得などが含まれる。しかしながら、同じく社会保障庁の調べによると、社会保障が所得の半分以上を占めるといふ者が、65才以上人口の66%おり、それが9割以上を占めるといふ者が28%もいる。

図9 Percent receiving retirement benefits by age, 1976.



資料出所： U.S.Department of Health, Education, and Welfare,  
Social Security Administration [10]

つまり65才以上の高齢者の4人に1人は、  
社会保障給付が唯一の頼りとなっているわ  
けである。

高齢者の社会保障と労働供給に関する研究

社会保障が高齢者の労働供給に負の効果  
をもつことを、実証分析から最初に示唆し  
たのは、W.G.BowenとT.A.Finegan[11]

である。彼らは、1960年のクロスセク  
ション・データから、社会保障を含む「そ  
の他所得」の増大が、他の事情を不変とす  
れば、65才以上男子の労働力率を引下げ  
る効果をもつことを推定した。その後、社  
会保障が高齢者の労働供給（又は退職決定）  
に及ぼす効果についての実証研究が、とく  
に1970年代後半から数多く現われるよ  
うになった。それらの研究の一般的な結論  
は、「負の効果をもつ」というものである。

高齢者の労働供給の決定には、しかしながら、先に述べたように数多くのさまざまな要素が影響しているから、研究の焦点はむしろ、社会保障の効果が他の要素の効果と比べて、相対的にどれほどの重要性をもつか、という問題になってくる。そしてこのような研究は、実は、近年のアメリカの

高齢層労働力率の持続的低下現象を解明しようとする試みでもある。この問題については、現在のところ定説はないが、「健康」と「社会保障」の両者が最も重要な要素であるという説が、支配的であるように思われる。

たとえば、J.F.Quinn〔7〕は、1969

表7 J.F.Quinnによる労働供給分析

— 58～63才白人男子・クロスセクション回帰分析—

説明変数	回帰係数	
個人的および財政的特性		
健康上の支障 (0, 1)	- .204	(20.7)*
社会保障のみ受給 (0, 1)	- .113	(9.5)*
その他の年金のみ受給 (0, 1)	- .072	(5.9)*
両方とも受給 (0, 1)	- .073	(3.6)*
扶養家族の存在 (0, 1)	.032	(2.9)*
賃金 (時間当り・ドル)	.002	(0.8)
資産所得 (年間・千ドル)	- .009	(4.2)*
地域労働市場状況		
失業率 < 3.5%	.003	(2.1)
3.5～4.5%	-	
> 4.5%	-.002	(0.2)
雇用者数の成長率 < 2%	-.001	(0.08)
2～3.9%	-	
≥ 4%	-.060	(4.7)*
仕事の特性		
自律度の低さ (単純作業) (0, 1)	-.014	(1.3)
精神のおよび肉体的緊張 (0, 1)	-.015	(0.9)
不適當な労働条件 (0, 1)	-.002	(0.2)
定数項	1.019	
R <sup>2</sup> (決定係数)	.18	
N (サンプル数)	4354	

- (1) 従属変数は、労働力状況 (労働力 = 1, 非労働力 = 0)。  
 (2) ( )内は、t-値、\*印は1%水準で有意であることを示す。

出所：Joseph F.Quinn〔7〕

論文

年RHSのクロスセクション・データから農業及び自営業を除いた白人男子58～63才の労働供給パターンについて回帰分析を行った結果、「健康」と「社会保障」の両者とも重要な要素であることを示した。すなわち、彼は、労働力状況（労働力=1，非労働力=0）を従属変数，健康状況，社会保障受給の有無，扶養家族の有無，賃金，資産所得，その他の項目を説明変数とする

労働供給関数を設定し，表7のような計測結果を得た。それによると，健康上の支障のある場合は，他の事情を不変とすれば，労働力に参加する確率を0.2も低下させる。他方，社会保障およびその他の年金の有無も重要な要素で，合わせて-0.25の効果をもつ。さらに，健康な者とそうでない者とにサンプルを分けて，それぞれについて計測した結果，社会保障や資産所得の変化

表8 Esposito & Packard による労働供給分析

— 65才以上男子・タイムシリーズ回帰分析 —

説明変数	① 回帰係数	② 弾力性	③ 1947年～1975年 における変数 値の変化	④ 労働供給の変化 (=③×①)
賃金	298.95 (2.87)	1.84	\$ 2.58	771
過去の賃金	-338.48 (-2.70)	-1.51	\$ 2.25	-762
失業率	-14.36 (-1.65)	-0.09	2.60	-37
年齢	-458.88 (-4.73)	-57.38	0.81	-372
所得控除(年間)	0.0492 (1.63)	0.12	\$ 1.653	81
社会保障による 生涯所得純増	-0.0157 (-2.73)	-0.30	\$ 18,952	-298
定数項	3,396.70 (4.91)			
$\bar{R}^2$	0.976			
D. W.	1.33			

(1) 回帰方程式は，線型一次式。

(2) 従属変数は，年間労働時間。

(3) ( )内は t-値。②欄は，変数の平均値における弾力性。

出所：Louis Esposito and Michael Packard (12)

に対して労働供給の最も敏感に反応するのは、健康障害をもつ者であることが、見出された。

ところで、社会保障の労働供給への効果を計量的に分析することは、実は、一見するほど、容易なことではない。たとえば、上記のケースでは、サンプルの年齢が58才から63才までにわたっているから、この「社会保障」変数（給付を受けられるか否か）の効果のなかには、「年齢」（62才又は63才へと高齢化する）効果が含まれてしまう、という問題が残る。かといって、社会保障給付額の水準を変数とする場合は、先に述べたように、給付額は過去の賃金所得に対応して算定されているから、この「社会保障」変数の労働供給に及ぼす効果は、「過去の所得」の効果として計測されることになりかねない。

これらの問題点をうまく処理し、タイムシリーズ・データを用いて高齢者の労働供給分析を試みた最近の研究に、L. Esposito and M. Packard〔12〕がある。彼らは、ライフサイクル・モデルを基本とした労働供給関数を設定し、この関数を65才以上男子について、1947～1975年のタイムシリーズ・データから計測している。そこでは、過去の賃金および年齢（65才以上男子の平均年齢）を説明変数に含め、社会保障の所得効果を表わす変数として社会保障による生涯所得純増（Life-time wealth increment = 社会保障給付 - 社会保障税負担）を採用しているのが特長である。従属変数は年間労働時間である。計測結果（表8）は、社会保障、年齢、

過去の賃金、および失業率が、65才以上男子の労働供給に対し、それぞれ負の効果を与えることを示している。また、説明変数の平均値における弾力性を比較してみると、「年齢」が高齢者の労働供給に対して最も敏感であることがわかる。年齢の弾力性は5.7.3で、2番目に大きい賃金の弾力性の3.0倍である。他方、社会保障の所得効果は、弾力性-0.3と、相対的に小さい。

ところで、1947年～1975年の間に、65才以上男子の1人当り労働時間は、年間880時間から312時間へと、568時間の減少を示した。Esposito & Packardは、この減少に、各々の説明変数の同期間中の変化がどの程度寄与したかを、回帰係数から推定している（表8の④欄）。これによると、高齢者の労働供給を顕著に押し下げてきたのは、おもに過去の賃金、年齢、それから社会保障による生涯所得純増の、それぞれの上昇であった。

このように、まず、社会保障が高齢者の労働供給に対してネガティブな影響をもつという仮説は、上記の時系列分析からも支持された。しかしながら、社会保障は唯一支配的な要素ではなく、むしろ「年齢」要素の重要性が相対的に高く認められ、人口の高齢化過程（aging process）自体が彼らの労働供給に重大なインパクトを与えることが指摘される。ただし、ここで65才以上人口の平均年齢によって測定された年齢変数は、高齢化過程に伴って変化するさまざまな面を表わしていると考えられる。たとえば、好み（仕事に関する選好、仕事以外の生活様式の好み等）、体力、健康度

## 論文

などである。

そしてこれらの要素が労働供給決定（あるいは退職決定）とかかわり合う接点には、実は、前節において列挙したいくつかの状況が、すなわち、高齢者の体力や好みに適合した種類の仕事を得られているのかどうか、提示された労働条件は満足できるものであるかどうか、あるいは働く場合にどのくらいの自由度がもてるのか、といった状況が、問題となってくるのである。

### おわりに

以上概観したような、近年のアメリカにおける高齢者の労働供給パターンからは、少なくともつぎの2つの政策的インプリケーションが提示されているように思われる。

1つには、高齢者の健康の増進を図るならば、彼らの労働供給の増加が期待できるであろう。もう1つは、高齢者に受けいられる就業機会を増やすならば、彼らの労働供給は増加するであろう、ということである。両者とも、高齢者の就労意欲は決して衰えていない、という観察結果が基本にあるようで、きわめて興味深い。

社会保障は、一般的には、高齢者の労働供給を押し下げる効果をもつ、といえよう。しかしながら、社会保障に対する労働供給の敏感度（sensitivity）は、高齢者の間で決して一様ではない。社会保障の効果の強く働く高齢者グループは、どのようなデモグラフィック・ファクターをもっているのか、というアプローチの、地味でかつ精緻な研究から、アメリカの高齢者の労働供給パターンは、除々に、明らかにされつつある。

### 注

(1) 本稿の執筆は、アメリカ合衆国の多くの専門家からの協力に負うところが大きい。とりわけ、社会保障庁（Social Security Administration）のMax Horlick氏、Arthur Pogensky氏、Michael Packard氏、Lillian Liu 女史、労働統計局（Bureau of Labor Statistics）のPaul O. Flaim氏、イリノイ大学のRobert Shepline教授、およびウィスコンシン大学のKaren Holden女史は、貴重な資料を提供して下さり、また有益なコメントを下さった。これらの諸氏に、記して厚く感謝するものである。

(2) これらの調査は、The 1968 & 1969 Survey of Newly Entitled Beneficiaries (SNEB), The Retirement History Study (RHS), The National Longitudinal Survey, および The 1974 Louis Harris Survey である〔3〕。

(3) RHS は、アメリカ合衆国社会保障庁により実施された、退職プロセスに関する10年間にわたる全国サンプル追跡調査である。初回は1969年に実施され、調査対象は、当年58～63才の男子および配偶者のいない58～63才女子、合計11,153人である。この調査はおもに、職業生活、健康状況、日常生活、家計の収支、退職計画などに関して、面接で行われ、高齢者の就労、退職時期、退職決定要素の関連を知る上で貴重な情報を提供している。

(4) 1974年の国民健康調査 (National Health Survey )による〔4〕。

参考文献・資料

- 〔1〕 U. S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, *Recent Trends in Labor Force Participation Rates: A Chart-book*, September 1980.
- 〔2〕 Paul O. Flaim, "A Possible Maximum Age Cutoff for Labor Force Statistics," BLS Issue Number A-12, September 1977 (Unpublished)
- 〔3〕 Philip L. Rones, "The retirement decision: a question of opportunity?" *Monthly Labor Review*, November 1980.
- 〔4〕 Philip L. Rones, "Older men—the choice between work and retirement," *Monthly Labor Review*, November 1978.
- 〔5〕 Kathleen Bond, "Retirement History Study's First Four Years: Work, Health, and Living Arrangements," *RHS Report No. 9*, U. S. Department of Health, Education, and Welfare, Social Security Administration, December 1976.
- 〔6〕 Joseph F. Quinn, "Labor Force Participation Patterns of Older Self-Employed Workers," *Social Security Bulletin*, April 1980.
- 〔7〕 Joseph F. Quinn, "Microeconomic Determinants of Early Retirement: A Cross-sectional View of White Married Men," *Journal of Human Resources*, Summer 1977.
- 〔8〕 Sally R. Sherman, "Labor-Force Status of Nonmarried Women on the Threshold of Retirement," in *Almost 65: Baseline Data from the Retirement History Study*, U. S. Department

of Health, Education, and Welfare, Social Security Administration, 1976.

- 〔9〕 Karen Schwab, "Early Labor-Force Withdrawal of Men: Participants and Nonparticipants Aged 58-63," in *Almost 65: Baseline Data from the Retirement History Study*, U. S. Department of Health, Education, and Welfare, Social Security Administration, 1976.
- 〔10〕 U. S. Department of Health, Education, and Welfare, Social Security Administration, *Income & Resources of the Aged*, January 1980.
- 〔11〕 William G. Bowen and T. Aldrich Finegan, *The Economics of Labor Force Participation*, Princeton: Princeton University Press, 1969.
- 〔12〕 Louis Esposito and Michael Parkard, "Social Security and the Labor Supply of Aged men: Evidence From the U. S. Time Series," *ORS Working Paper No. 21*, U. S. Department of Health, Education, and Welfare, Social Security Administration, December 1980.



## 西ドイツにおける年金改革の動向

枡本 一三郎

( 社会 保 障 研 究 所 研 究 員 )

1975年、3月12日、ドイツ連邦共和国の連邦憲法裁判所は、遺族保障に関する男女の平等化を求める判決<sup>注1)</sup>を下した。現行の年金保険制度上の、男女の異なる取り扱いが違憲であるというのである。そして、1984年までに立法者に対し、判決の主旨にそって、平等化を実行するよう命じた。

それを受けて、西ドイツ政府は、1976年、12月16日、専門家委員会 ( Sachverständigenkommission für die soziale Sicherung der Frau und der Hinterbliebenen ) を設ける旨、政府声明を出し、翌1977年、10月6日、労働社会省、ヘルベルト・エレンベルク大臣が、17名の委員を任命し、審議に入った。そして、1979年、5月21日、専門委員会の答申が行なわれた。「女性及び寡婦の社会保障に関する提言」"Vorschläge zur sozialen Sicherung der Frau und der Hinterbliebenen" がこれである。

連邦憲法裁判所が定めた1984年までなお2年あまりあるが、すでに委員会の提言をはじめ、数多くの提言が行なわれ、諸提言の整理も行なわれつつある。そこでの

問題点をいくつか列挙してみると、以下の様なことが挙げられよう。

1. 就業、不就業の女性、又、不就業の場合でも、児童の養育や家政従事の専業主婦の社会保障上の取り扱い。

2. 離婚による離別や、配偶者の死による離別時の女性の社会保障の確保。

3. 家族や社会における、男女の役割配分の変化や、女性の社会進出と女性独自の社会保障の要求。

4. 本論で述べる、連邦憲法裁判所の課した遺族保障の男女間の取り扱いの平等化と、遺族保障と女性の独自の年金保障の再調整の問題。

5. 女性の社会保障給付の改善の為の提案の中で、特に、老齢廃疾保険における児童育児期間の取り扱い措置についての問題。

これらの問題の中には、我が国で問題となっている点もあれば、そうでない点もあるろう。

社会保険は、原則として、就業能力に応じて、保険料を拠出し、それとの対応で、給付が行なわれる。そこで就業能力が弱れば、又、低賃金であったり無就業であれば、自然、給付額も少なかったり、給付されな

かったりしよう。西ドイツにおける公的年金保険の規定が幾つかの例外を除いて性による差別を行っていないにもかかわらず、女性の社会保障の改善が必要だとされるのはこの原則によって、不可避免的に女性の保障が低位の水準におかれるからである。

例えば、1979年の「所得移転調査委員会」(Transfer-Enquête-Kommission)「年金受給者の収入状態、中間報告」によると、1973年時点で、家計の総収入が一定の貧困線以下にあるものの世帯の内、実に、44%が女性の1人世帯であると述べている。そして1人ぐらしの女性グループにおいて、貧困線上にある者はあまりに多く、それは保障給付の低水準を意味すると論じている。委員会報告によれば、この給付水準の低さは、独立した保障を女性が欠いていること、又、独自の年金権請求の際、保険料の拠出期間があまりに短かかったり、就業中の収入が低い為、そして、遺族年金受給の場合も、夫の年金が低ければ比例して給付水準が低くなること、などに原因を求めている。そこで、もう一つの基本的な社会保障の原則として、ニードの正当な評価も重要な役割を持って来ると言えよう。

これは、すでに年金受給者になっている女性に関する指摘であるが、さらに、現在、拠出を行っていない女性や拠出を行っていない女性にとっても社会保障制度における女性の保障問題は切実な問題であろう。

特に、社会保障制度も、社会的制度である以上、それを取りまく、より広い社会の変化や、その構成員である人々の考え方の

変化によって修正を迫られる。これは先に指摘した5つの問題点の3番目の指摘とも関連する点である。この点については、「第3次家庭報告」(本誌55号・Sept. 1981・中込正則「西独の第3次家庭報告の概要」参照)の中でも述べられている。

女性の年金保障制度の改革の方向をさぐる為には、制度外の要因、例えば、今後の女性の社会進出への意欲とその程度、それと密接に関係する出生率の低下と、それに対する家庭機能を重視する考え方等についても検討されるべきであろう。又、女性の保障も含んだ公的年金制度全体の財政的問題、世帯の負担能力の問題、給付の合理化、併給調整といった点もこれにからむ問題として、当然、検討されるべきであろう。

このように考えて来ると西ドイツにおける女性の年金改革に関する議論も、我が国の将来の年金制度をめぐる問題を考える上で参考となろう。

そこで、数回にわたって、西ドイツにおける女性の年金をめぐる動向を紹介することにしたい。

まず、本稿では、先の「女性と遺族の社会保障に関する専門委員会の提言」の内容を要約し、議論の出発点としたい。

## < 要 約 >

### I 委員会の委任事項、構成、作業状況について

委員会の作業は、以下にのべる1977年、8月17日の政府決定に基づいている。その内容は4点挙げられる。

## 海外の動き

1. 既に、1976年、12月16日に、西ドイツ政府は政府声明を出し、寡婦と鰥夫の遺族保障の再調整と、女性の社会保障の改善を計画していることを明らかにした。この計画の目的は、言うまでもなく、1984年までに男女の遺族保障の取り扱いについて平等にすることを課した連邦憲法裁判所の判決を実現し、かつ、老齢や廃疾の際、独自の保障権を新たに設けるように女性の社会保障を調整し直し、さらに、これとともに、拋出の均等という観点から社会的不平等があるなら、これを是正しようということにあった。これに基づき、

2. 総合的な観点からこの構想を考える為に、委員会を設置する。まず、問題の所在を明らかにし、公的年金保障の拡大、発展という枠の中で、財政的に見て長期にわたって実現可能な案を提案する。

3. 特に、上記の目標設定の上で留意されるべき点として、委員会は全面的ないし部分的な、寡婦及び鰥夫の遺族保障の再調整の為のモデルと、女性の為のより良い老齢保障モデルを作成する。そして、その際、女性の負担その他の面で存在する社会保障上の不平等を徹廃するようなモデルを作成すること。さらに、それぞれのモデルについて、被保険者全体にとっても、又、我が国の保障制度の基本理念、及び財政の発展にとってもモデルを選択した場合の効果を明らかにすること。又、現行法から新たな規定に移行する際の経過措置についても提案し、かつその運営管理についても提案する。最後に、

4. 委員会は公的年金保障の為のモデル

がどの程度まで他の保障制度にゆずられ得るのか、又、他の法律に対する影響等について検討する。

これらの点について、翌年の10月6日より審議を開始した。構成メンバーは17名からなり、法律、経済、社会、財政、行政の分野の専門学者をはじめ、政党、婦人団体、労働組合、使用者団体、保険者団体、さらにキリスト教団体の代表をもって構成された。

1975年、3月12日の連邦憲法裁判所の遺族保障に関する平等な取り扱いを求める判決が当委員会設置のきっかけとなっているが、連邦憲法裁判所は、この判決の中で、現行年金制度が、女性の場合には、被保険者である夫の死後、原則的に寡婦年金を無条件に得るにもかかわらず、男性の場合には、被保険者たる妻が死亡した場合、その妻が世帯における主たる稼得者であることを条件に、鰥夫年金を受給するということが不平等な扱いであると述べている。、ただ現在の年金上のこのような取り扱いが基本法に照らしてただちに矛盾しているという判断は下さず、基本法3条2項、3項に対する違反を除去し、将来、現実的に公平なものにして行く努力を払うように命じている。連邦裁判所はその理由として、特に、ここに10年ながしで定着したことが明らかになって来た、既婚女性の就業の増加を挙げるとともに、女性の為の独自の社会保障の形成をめざす各種プランについて言及している。

そのプランを実行する際の再調整は公務員援護(Beamtensorgung)にも

影響をもたらすが、なによりも、法律上、社会上、財政上の大きな問題であるから、広範に、かつ、時間をかけて準備作業を行い、立法者に対し、来たる被選期間 (Legislaturperiode)、即ち、1984年までに再調整を執行するよう課した。

## II 女性及び遺族の社会保障に関する問題点の概括

公的年金において、法律的には、原則として平等な扱いを受けるが、2つの例外がある。

1. 寡婦と鰥夫の年金についての異なる受給条件

2. 年金算定に用いられる一覧表の価値 (Tabellewert) の中で、強制保険の最初の5年間と一定の教育期間の位置づけが男性にくらべ女性の方が低くなっていること。

1) については連邦憲法裁判所が改善を命じた点である。以上の2点をのぞいて、法的に何ら男女間の差別を行っていないが、このことは現実に女性の社会保障が男性のそれと等しいということの意味しない。同じ女性と言っても多様なグループがあるわけだが、概して、男性よりも女性の方が社会的な保障は不十分で、一部には、例えば、社会扶助の受給を必要とする場合も出てこよう。

就業している女性も不十分な社会保障給付しか与えられていないが、これは既婚、未婚を問わない。原因は、とりわけ、職業生活上の不利益と不連続な就業に求められる。そして、ここからもたらされる女性の

低賃金が年金に反映する。第2の原因は、女性の年金保険の拠出期間が短いということである。児童の養育の為に就業を中断する女性は、少くとも、その期間を年金を引き上げる形で算定に加えられていない。それは後の年金算定の際の欠損期間となる。

不就業の既婚女性は、夫によって、社会的な保障を与えられる。つまり、男性が被保険者となり、夫の死後、夫の年金から派生した遺族年金を受給する。当然のことながら、夫が保険に加入していない場合、妻は遺族となった際、無年金者となる。

1979年の時点で、380万人が寡婦鰥夫どちらかの遺族年金を受給しており、その内、99.8%が寡婦年金受給者である。一方、鰥夫年金の方は8,000ケースを数えるのみである。寡婦年金の方は、寡婦自身が45歳以上、廃疾ないし児童養育という条件を満たすなら死亡した夫の稼得不能年金の60%を受給する。(大寡婦年金 groß-Witwenrente)

このような条件の認定の理由は寡婦が自ら生活費を就業によって得ることが実質的に困難だと考えられるからである。

平均して、職員年金保険の年金受給者の場合、月額、約800DMの大寡婦年金を得、労働者年金保険の場合、月額562DMの大寡婦年金を得る。この寡婦年金の額は、平均すると、女性自身が拠出した場合の年金額よりも高い。一方、小寡婦年金 (kleine Witwenrente) の受給件数は、年間、22,000件であり、平均して、月額233DM<sup>注2)</sup>を得る。今日、主に年金収入によって生計を維持している寡婦の1/3

が寡婦年金と独自の年金を得ている。この複数の年金受給にもかかわらず、寡婦の総年金収入は、なお夫の受給額より低い。

しかし、今後、女性の就業が増加することを考えれば年金併給とそこから得る総年金収入は増加することが見込まれる。

以上の問題の指摘を行なったが、委員会では、遺族保障の再調整と男女の年金権についての平等な取り扱い、さらに女性独自の社会保障という領域に問題を限定した。

### III 解決案の提示

委員会によって考えられた解決案は結局、4つのモデルに帰せられる。もちろん、4つのモデルの組み合わせによって多様な解決案が考えられよう。

#### 1. 基本モデルⅠ——寡婦及び鰥夫年金の条件の変更

寡婦と鰥夫の遺族保障の平等化を内容とし、現行の保障を修正し、維持しようとするもので、老齢や廃疾の為の女性の独自の年金を形成することにはならない。つまり、妻が死亡した後、従来、女性の場合、そうであったと同じように、無条件に鰥夫年金を受けるとし、鰥夫年金を受けの際の「主たる稼得者が妻」という条件を撤廃する。寡婦や鰥夫は、主たる稼得者がどちらであれ、受給要件さえ満たせば、それぞれ遺族年金を受ける。その条件とは廃疾、受給年齢への到達、児童養育、高齢(vorgerück-

tes Alter)である。

基本モデルⅠの場合、寡婦と鰥夫の年金は死亡した者の稼得不能年金(Erwerbsunfähigkeitssrent)の75(70)%を受給する。

基本モデルⅡ——結婚により両者が形成した保障総額を、遺族となった配偶者の方に分与する方法

これは、夫婦ともに生存中は、従来のシステム通り、それぞれの独自の就業、及び、任意の拠出に基づいた社会保障給付を受ける。そして、夫婦どちらかの死後、初めて基本モデルⅡの調整が適用される。つまり結婚により2人で形成した年金権を分与することによって、どちらの夫婦が死亡した場合にも、独自の年金を受ける。その額は、総年金期待権の75(70)%である。このモデルには補完措置が必要であり、遺族となった配偶者が廃疾ないし受給年齢に到達していない場合でも、それ以外の、児童の扶養や老齢といった条件により働けない場合、ないし働くことが望ましくない時、死亡した配偶者の稼得不能年金の75(70)%を遺族年金として受ける。

基本モデルⅢ——結婚中の拠出に基づく年金期待権を毎年、継時的に分割。

第3の基本モデルは夫婦2人が生存中に、女性の独自の保障を形成するようにし、夫婦2人が継時的に夫婦である時期に得た年金権をそれぞれ半分ずつ分割して行く。現実に分割するにあたっては、特定の緩和措置を必要とする。児童の養育ないし、高齢

(vorgerücktes Alter)により労働不能な遺族や既婚者の為には新たな保険事故を導入し、個々の年金の高さや種類を規定し、その他の場合は、極端な場合、分割をしないか、配偶者割増年金の承認により緩和措置を行なう。

#### 基本モデルⅣ——専業主婦の為の強制保険（共同保険）

第4の基本モデルは、配偶者の生存中に、女性独自の社会保障権をもたらしというもので、家事専業で、就業していない被保険者の配偶者にも年金の強制適用を行なう。家庭内で家事に従事している為に、一方の配偶者の収入の30(50)%以下の収入しか得られない(被保険者の)配偶者は補足的に適用される。

以上の4つの基本モデルについて検討した結果、第2のモデルが適切であるという結論に達した。

第1の基本モデルについては、現行制度よりも、欠点の多いものとした。

1つの理由は、財政的な負担が多すぎる事。このモデルのように、鰥夫年金に対し、制限を設けずにおくと、70%給付で年間24億DM、75%給付で26億DMの負担となる。又、寡婦年金を60%給付から70%ないし、75%に引き上げる事によって、50億DMから74億DMの超過費用となる。なるほど1975年3月の、連邦憲法裁判所の課した取り扱いの平等化は実現出来るものの、負担が多すぎるのである。一方、女性の方の独自の年金権

の確立の方法としては不十分であり、これでは現行制度の派生的な遺族年金という形での保障であり、現在の女性の保障制度のワク内にとどまる。女性の独自の年金権を確立する為の礎とはならない。そして、実際には、鰥夫と寡婦では、ニードが異なり、それを等しくすることは、男性に有利に働く。又、既婚者と未婚者を比較した場合の不平等も明らかである。両者が同じ拠出を行なっても、既婚者の場合、独自の年金期待権を4つのモデルの中で最も減額されることなく、完全に支給される上に、遺族年金も併給されるのである。これは明らかに拠出と給付の相当の保険原則を、現行法以上に踏み外す。又、委員会は、このモデルが結婚制度を生活及び経済的な共同体として正当に評価していないと考える。死亡した夫の保険から、不就業妻、母に派生的に保障を与えるというのでは、婚姻法に根拠を持つ、就業と家政の平等価値の原則と一致しない。又、遺族となった妻が、現行法によって均等給付の実施される離婚女性と異なり、結婚ということから発する独自の保障を得ない事態は、婚姻法に反する。<sup>注3)</sup>

又、財政上の理由から、やむを得ないことであるが、収入の認定が行なわれることによって、不就業の遺族である妻に比べると、就業した方が不利な取扱いを受けられる場合がある。これは、特に、社会的に弱い階層などの場合に不利になる。2人の就業によって初めて生活が可能となるので共働きである(当然、収入は低い)という場合がそうである。この場合には収入の認定ゆえに自分の収入や独自の年金の他には、

## 海外の動き

まったくか、さもなければ、わずかの低額な遺族年金しか受給出来ないことになる。しかも、この場合、保険料拠出を行ない、財政に寄与している。一方、まったく、ないし、わずかの仕事しか行なっていない女性は、独自の年金拠出をほとんど行なわないにもかかわらず、完全な遺族年金を受けるのである。

基本モデルⅢは、独自の年金の形成、平等な取り扱い、拠出と給付の相当という点で改革案としての要求を満たす。又、基本モデルⅠや現行法との比較でこのモデルの場合、家事専業である配偶者（現在、普通、女性）は、就業している配偶者（現在、普通、男性）の年金権に参加することにより、結婚中に、廃疾や老齢に対する独自の保障を得るという積極的な意味がある。しかし、配偶者の妻が就業し、しかも高い賃金を得ている場合（このような場合、このような制度の導入が必要であるか疑問だが）には問題がないが、そうでない場合は、純粋に分割された場合、年金期待権が半分になるので、遺族年金の水準がかなり下がる場合が生じる。この場合、緩和措置を必要とし、分割の修正ないし、配偶者割増年金で是正する。しかし、これは法的に複雑なものになり、行政事務の煩雑化を招くとともに、財政上、この緩和措置の数量化が困難であることから、財政リスクが大きすぎる。又、基本モデルⅢの場合、年金の賃金補填機能の原則に反する事例が出てくる。例えば、妻が就業せず、夫が働いている場合で、早期の保険事故が発生した場合、自己の年金期待権の半分からしか年金を得ることが出

来ないが、不就業の妻が廃疾ないし、受給年齢に達した時、夫の年金期待権の半分を基準として独自の年金を得る。この場合、妻はいかなる保険料をも支払っていないのであるから、その限りにおいて、賃金補填機能に対する違反である。

基本法との関係については、専門委員会のメンバーであるティーマ（Thieme）が報告し、基本法第6条1項の観点に照らしてみると、基本モデルⅢは問題があると指摘した。

基本モデルⅣについては、専業主婦等の強制加入化によって種々の長所も見いだされるが、幾つかの欠点によって採用されなかった。現在の保険料拠出の負担を考えても理解出来るが、さらに専業主婦等の為の付加的な拠出義務を課せられた場合、家計の負担は大変大きなものとなる。単身稼得の結婚の場合、配偶者の保険適用を受ける収入を、30%ないし、50%のどちらをベースにするかによって平均して家族収入のネットの8%から13%という過重負担を強いることになる。又、このような就業の段階における財政上の負担が、老齢時において夫婦2人が年金受給者になった場合の過剰給付につながる。これを、委員会は社会政策上無意味なものとした。又、このようにすべての配偶者への適用は、現行の公的年金制度を、根本的に変えてしまうことを見のがすべきではないと委員会は指適している。さらに、他の同等な配偶者保障の加入の証明によって、このような拡大規定の適用除外が認められるべきであるという意見や、子供のいない家事専業主婦に、独自

の年金を与えることは、年金の賃金補填機能から言って問題があるという指摘も行なわれた。

家事従事を被保険者たり得る職業として把握するという場合、もう一方の配偶者の収入によって強制保険の額を決めるべきなのか、他の基準、例えば、平均収入、ないし、家事労働の擬制的な収入といった基準で決めるべきなのかという問題が出てくる。後者の場合確定が困難であろう。

#### Ⅳ 委員会の提案

先に述べたように、基本モデルのⅡを委員会は選択したわけであるが、これは、独自の保障という要素と派生的な保障という要素を組み合わせたものである。

委員会のメンバーの中でも、この基本モデルⅡに原則的に合意しながらも、個々の点で異なった意見がだされたので、基本モデルからさらに3つのバリエーションを設けた。

バリエーションⅠ、受給年齢に達するか、廃疾となった際の遺族の年金は、2人によって結婚中に得た権利（総保障）の75%に加え、結婚前に自分で拠出した独自の年金権を得る。児童を養育する場合ないし、

高齡（*vorgerücktes Alter*）の場合の遺族年金は、(1)寡夫の場合、死亡した妻が結婚前と結婚期間中に得た年金権の75(70)%、(2)寡婦の場合、死亡した夫が結婚前と結婚期間中に得た年金権の75(70)%を得る。

高齡（*vorgerücktes Alter*，45歳）の場合も同様であるが、児童養育の場合、付加的収入を得ていても収入認定を受けないが、高齡（*vorgerücktes Alter*）による受給の場合には、一定の付加的収入を得ていることによって、収入認定を受ける。

バリエーション2、受給年齢に達するか、廃疾となった際の遺族年金は、2人の結婚期間とともに結婚前に得た年金期待権の総計の75%を受給する。この為、寡婦と寡夫の年金額は等しくなる。児童の養育と高齡による遺族年金の受給に関してはバリエーション1と同じである。

バリエーション3、年金受給年齢に達するか、廃疾による遺族年金は、2人の結婚期間とともに結婚前に得た年金期待権の総計の70%を受給するが、すくなくとも、自分で得た年金期待権の100%を最低限確保する。



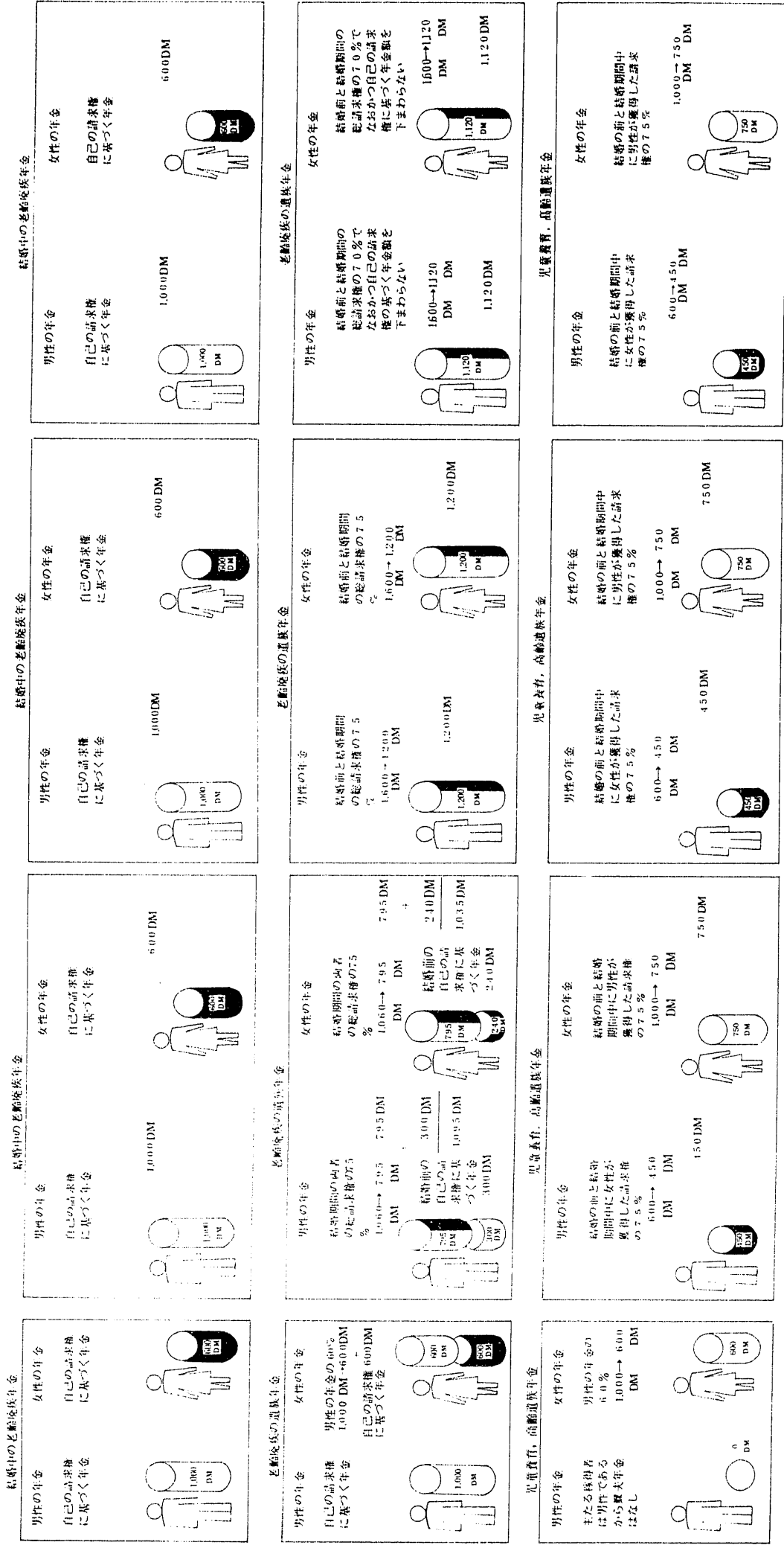
図 1 専門委員会の最終提案（モデルⅡ）

現 行 法

モデルⅡのバリエーション1

モデルⅡのバリエーション2

モデルⅡのバリエーション3



海外の動き

これを、一つのケースを設定し、説明したものが図1である。この場合、男性は結婚前に、月額300DMの年金権を得、一方女性は240DMの年金権を得る。結婚中は、男性は月額700DMの年金権、女性は360DMの年金権を得る。結婚中両者が獲得した年金権の総計は次の通りである。

	(DM)		
	(月額)		
	結婚前	結婚中	総計
男性の年金権	300	700	1,000
女性の年金権	240	360	600
	540	1,060	1,600

これを例として、現行法と基本モデルIIの3つのバリエーションのそれぞれの給付を示したものが図1である。老齢廃疾年金受給時に、夫婦それぞれ生存していれば、当然、現行法と同じ給付を受け、寡婦ないし鰥夫になり、初めて、従来<sup>1</sup>の給付とは異なったものとなる。従来は、男性の場合は、自己の拠出した年金額のみを受給する<sup>2</sup>場合がほとんどであり、月額1,000DMを受給する。一方、この例に見られるように、寡婦となった場合、男性の年金から60%分、さらに自己の拠出に基づく年金から100%とで、月額1,200DM受給する。バリエーション1の老齢廃疾の遺族年金は、鰥夫の場合、従来より増え、結婚期間中の総年金請求権の75%、月額795DMに結婚前の自分自身の年金、月額300DMを合わせ1,095DMを受給し、寡婦の場合、先と同じ、795DMに結婚前の自分自身の年金、月額240DMを加え、1,035

DMを受給する。

バリエーション2の老齢廃疾の遺族年金は結婚前と結婚期間の総年金請求権の75%、月額1,200DMを受給する。この場合、鰥夫と寡婦の受給額の差は発生しない。

同じく、バリエーション3の遺族年金はこの総年金請求権の70%、月額1,120DMを鰥夫、寡婦ともに受給するが、この場合には、本来、自己が獲得した年金額を下まわることがない。例えば、男性が、月額1,500DMの年金権を有し、女性が400DMの年金権を有している場合、総年金権は、月額1,900DMとなり、それぞれの給付はその70%、1,425DMとなる。これは、男性の本来の自己の年金請求権1,500DMを下まわることになるから、規定に基づき、月額1,500DMの方を受給する。女性は、月額1,425DMの受給である。

児童の養育や高齢時(vorgerücktes Alter)の遺族の場合、現行制度では、この例のように、鰥夫には、(主たる稼得者は男性である)年金給付はなく、女性の場合、就業することが不可能であったり、児童養育の為、望ましくないと考えられるので、大寡婦年金(große Witwenrente)、夫の稼得不能年金の60%を受給。又、45歳以下で、廃疾でなく、児童のいない場合は、働くことが望まれるので小寡婦年金(kleine Witwenrente)、職業不能年金(Berufsunfähigkeitrente)の60%を受給。一方、基本モデルIIの各バリエーションは、鰥夫の場合には、女性の年金請求権の、寡

婦の場合には、男性の年金請求権のそれぞれ75%、男、月額450DM、女、月額750DMを得る。

委員会は、基本モデルⅡについて、児童養育期間(3年)の年金への加算、看護期間の加算、男女の「一覧表の価値」(Tabellenwert)の平等な取り扱いに

についても触れている。

次号では、専門委員会の提案したこの基本モデルⅡについての問題点を挙げ、ついで本稿の冒頭で述べた、西ドイツにおける女性の社会保障をめぐる問題点と年金改革の動向について紹介したい。

注1) 連邦憲法裁判所(Bundesverfassungsgericht) 違憲立法審査について専属管轄を有する連邦の裁判所。裁判官の定数は16名で、半数ずつ連邦議会(Bundestag)および連邦参議院(Bundesrat)で選挙され、連邦大統領によって任命される。他の裁判所が適用しようとする法律を、違憲だと考えるときは、手続を停止して連邦憲法裁判所の判断をもとめなければならない。基本権が侵害された個人は、他の裁判所で救済をうけられなかった場合、連邦憲法裁判所に憲法異議の訴を提起することができる。(山田晟編「ドイツ法律用語辞典」参照)

注2)

1979年の自己拠出に基づく女性の老齢廃疾の受給者数、労働者年金保険390万人、職員年金保険400万人。平均年金額、労働者年金保険、月額364DM(男1,014DM) 職員年金保険670DM(男1,417DM)。老齢年金だけとって見ると、65歳、35-40年の拠出期間で、労働者年金保険、月額637DM(男987DM)、職員年金保険、月額947DM(男1,505DM)、な

お、60歳受給の場合、労働者年金、月額703DM 職員年金、月額1,009DM。

注3) 従来、離婚の認定について、破綻主義(Zerrüttungsprinzip)と有責主義(Verschuldensprinzip)を併用していたが、1977年、7月1日より、破綻主義ないし、結婚の失敗(Scheitern der Ehe)のみを離婚原因とした。有責主義は、夫婦の一方、ないし、双方が有責な場合のみに離婚を認める建前で、破綻主義は、結婚が破綻した場合、その責任の有無を問わず、配偶者の責任があるなしにかかわらず離婚を認める。後者を採用したことによって、社会保障給付の配分与のあり方は、機械的に年金受給時に、婚姻継続年数に応じた額をそれぞれ半分ずつ分ける方法に変わった。

注4) "被保険者の年金は賃金補填機能(Lohnersatzfunktion)であり、遺族年金の機能は生計をおぎなうことである" 1978年、6月6日、連邦憲法裁判所判断。この「遺族年金に関する判決」と年金改革に関する提言との関係は後述。

## 社会的保護勘定と国民勘定との統合について

城戸喜子

(社会保障研究所主任研究員)

はじめに

社会統計は非常に多くの国で長い間収集されて来た。しかしここ20年程の内に焦点は、それら統計系列の国民勘定体系への統合を目指す方向に移って来ている。すなわち、社会・人口統計勘定の開発へと向って来ている。

社会保障及び関連制度に関する統計は、経済・社会統計の一特殊分野として整理することができよう。この分野に於ける資料を最初に公表したのはILOであり、それは1952年に、社会保障の費用に関する報告書として公表された。ILOはその後も同種の報告書を7回刊行し、最近年のものは1981年に出版されでいる。又、1962年以来EECも社会勘定という名の下に同種の資料を公表している。但しEECの統計は、ILOの調査範囲よりやや広汎に亘り、又、現在では社会的保護勘定と呼ばれている。以下では、社会的保護勘定の説明、その将来の発展方向及び国民勘定との関連を、Review of Income & Wealth, Series 26, No. 2 に掲載された論文、J. B. Broderick,

Social Protection Account and Their Relationship to the National Accounts によって紹介したい。

### 社会的支出の概念

一般に社会的性質を持った支出を表現するには、社会福祉支出(所得保障⊕社会的障害を持った人びとへのケア)という狭義の用語から、社会保障支出(社会福祉⊕保健)、社会的支出(以上のもの⊕住宅、教育、文化施設等に)という広義のものまで各種の用語が用いられている。しかし以下では社会保障支出の概念に依って検討を行なってゆきたい。次に問題となるのは支出主体が政府部門だけか、民間非営利団体や企業をも含むのかということと、支出は経常取引に限られるのか資本取引をも含むのか、又、管理費をも含めるのかといったことであろう。ここでは社会的保護給付(家計への直接的給付支出)と管理費との二種類を含めよう。ところでILOの定義による社会保障の費用は、一国の社会保障制度の一部分しかカヴァーしていないように

## 社会的保護勘定と国民勘定との統合について

城戸喜子

(社会保障研究所主任研究員)

はじめに

社会統計は非常に多くの国で長い間収集されて来た。しかしここ20年程の内に焦点は、それら統計系列の国民勘定体系への統合を目指す方向に移って来ている。すなわち、社会・人口統計勘定の開発へと向って来ている。

社会保障及び関連制度に関する統計は、経済・社会統計の一特殊分野として整理することができよう。この分野に於ける資料を最初に公表したのはILOであり、それは1952年に、社会保障の費用に関する報告書として公表された。ILOはその後も同種の報告書を7回刊行し、最近年のものは1981年に出版されでいる。又、1962年以来EECも社会勘定という名の下に同種の資料を公表している。但しEECの統計は、ILOの調査範囲よりやや広汎に亘り、又、現在では社会的保護勘定と呼ばれている。以下では、社会的保護勘定の説明、その将来の発展方向及び国民勘定との関連を、Review of Income & Wealth, Series 26, No. 2 に掲載された論文、J. B. Broderick,

Social Protection Account and Their Relationship to the National Accounts によって紹介したい。

### 社会的支出の概念

一般に社会的性質を持った支出を表現するには、社会福祉支出(所得保障⊕社会的障害を持った人びとへのケア)という狭義の用語から、社会保障支出(社会福祉⊕保健)、社会的支出(以上のもの⊕住宅、教育、文化施設等に)という広義のものまで各種の用語が用いられている。しかし以下では社会保障支出の概念に依って検討を行なってゆきたい。次に問題となるのは支出主体が政府部門だけか、民間非営利団体や企業をも含むのかということと、支出は経常取引に限られるのか資本取引をも含むのか、又、管理費をも含めるのかといったことであろう。ここでは社会的保護給付(家計への直接的給付支出)と管理費との二種類を含めよう。ところでILOの定義による社会保障の費用は、一国の社会保障制度の一部分しかカヴァーしていないように

思われる。すなわちILOの社会保障概念は、保健サービスの提供、疾病、退職、失業等の故に働いていない人々に対する所得維持支出及び家族への責任を有する人々に対する補足的所得支払であり、雇用主が雇用者に対して直接に支払う労災以外の危険に関する給付は含んでいない。言い換えると企業年金や任意加入の、又は選択的な保険（政府の社会保障制度外にあるもの）は含んでいないのである。この種の制度を除外することは、少なくとも先進国間で社会的保護の費用の比較をする場合には、余り適切でないであろう。

他方、EECによる社会勘定は、欧州大陸六カ国の加盟時代、1962年から公表されており、そこには社会保障の支出とその財源調達法とが描かれている。

EECの社会的保護支出は或る種の危険やニードの存在及び発生に対して個人あるいは家計を保障するようなものとして定義されており、その支出に際しては、第三者の介入を前提している。尚、第三者とは、家計以外の経済単位であり、政府以外に企業や民間非営利団体を含めて良い。このような社会的保護支出は、支出区分をするならば個人に給付される部分（社会的給付）と管理費とに分けられる。そして、社会的給付というのは、国民勘定における第三者の介入する家計への移転的支出であり、現金か現物かのいずれかの形をとる。

社会的保護勘定で取り上げられる危険又はニードを、ILOによる社会保障の費用でカバーされるものと比べながら見てゆくと、それらは疾病、老齢、遺族、廃疾、

身体的又は精神的障害、労災、雇用、扶養、戦争、政治的事件及び自然災害である。住宅や教育は直接には含まれないが、上記の危険又はニードに関連した住宅・教育給付は社会勘定中にも含まれる。

従ってECによる社会的保護支出の概念は、ILOの概念よりやや広範である。更に雇用主から雇用者への直接的給付はEECの概念中には含まれるが、ILOの概念には含まれていない。又、前者には私的なグループ保険も含まれる。但し、法律、規則または協約、契約（企業あるいは産業ベースの）に基くものでなければならない。より良い国際比較は、このようにして収集された全体的数値によらねばならないだろう。というのは、ある国々では社会保障のかなり多くの部分が、こうした雇用主と雇用者との間の給付によってカバーされているからである。例えば西独では、国の社会保障制度が発現する前に、病気の最初の六週間というもの、雇用主が雇用者に賃金又は俸給を支払い続ける。他の国々においてもこうしたことは起っており、政府の制度のみを比較することは、正確な結論を導かない。

アイルランド、デンマーク及び英国のEECへの加盟は新しい問題を提起した。というのは、これらの国では最初の六カ国とは保健サービスの制度が異なるからである。すなわち新しい三国では、社会保険制度ではなく公的保健サービスの制度が敷かれており、その支出は政府消費として国民勘定に記録される一方、最初の六カ国では、社会保険制度が作られており、家計は市場で

保健サービスを購入し、その費用を償還してもらったり、あるいは現物給付の形で市場から購入したりする。そのため保健サービスに関する費用は、個人消費の一部として国民勘定に記録されてしまう。従ってEECの社会勘定で社会給付と呼ばれていたものは、政府消費の形をとる保健サービス支出を含まず、それを含めるように変更した結果として社会的保護給付、社会的保護勘定と名称を改めたのである。

### 国民勘定と社会的保護支出

ブローデリック氏によると、国民勘定体系を用いて社会的保護支出の正確な姿をつかむことはできない。というのは、政府から家計への保健サービスに関する移転だけを比較しても無意味であるし、政府消費による保健サービス支出を比較しても無意味だからである。本来、国民勘定体系は個人消費と政府消費とを区別するものであり、社会的保護支出のような項目について、明確な集計値を提供できない。そのため、社会的保護勘定を作成する必要が生じた。しかし国民勘定と社会的保護勘定との間に整合性を保っておくことは必要である。又、両勘定の数値がどのように関連しているかが明らかな関連のさせ方を開発しなければならない。

国民勘定と社会的保護勘定との関連について重要な点は、1) 社会的保護支出の支出主体(部門)に関する分類が必要である。2) 社会的保護支出の経済的性質の分類が必要である。の二つに要約されよう。

社会的保護支出は経常的な取引に限られ

るが、それを二つの種類に分類することができる。第一のものは家計への直接的給付であり、第二のものは管理費である。後者についてはそれ以上の分類は困難であるが、第一のものは更に以下の三種に再分類することができる。第一の部分は、家計に対する現金、又は現物の直接的給付であり、資源の再分配といえよう。第二の部分は、家計の利用するサービスの費用を支払う部分であり、人件費、物件費及び管理費等を含む。第三の部分は、或る種の市場活動の補助であり、割り引きされた価格となって家計への給付の役割を果たす。国民勘定との関連を保つには、こうした支出区分を維持することが必要である。

### 社会的保護支出の機能

この種の支出の機能または目的は、社会的活動の別々の分野に関連しており、国内及び国際間での利用にとって最も重要な分類である。それらの機能を枚挙すると、以下のようなになる。

1. 疾病
2. 廃疾
3. 身体的あるいは精神的障害
4. 労災、職業病
5. 老齡
6. 遺族
7. 母性
8. 家族
9. 失業
10. 雑(貧困を含む)

これらの機能は社会的保護勘定の領域を効果的に描き出している。教育や住宅はり

スト中には現われていないが、これらに関連したある種の支出は含まれている。例えば、低所得の或る家族群や個人に支給される住宅給付や、成人の職業訓練を援助するために支給される給付等である。これらの給付を含めるか含めないかの基準は、給付が上記リスト中のどれかの機能に関連しているかどうかということである。すなわち、含まれる支出の範囲は社会保障支出にうまく限定されることになる。「社会的保護」がどういうものを含むべきかについて全員の意見の一致を見出すことは困難であろう。しかし、住宅や教育を機能リストから除くことにすべての人が賛成するとは思えない。又、上記リストを多少変更することが現在検討されており、将来、住宅が、一つの機能として別掲されることはありそうなことである。

#### 観察単位とその分類

理論上は家計が観察単位として用いられるべきであり、家計調査(Family Exp. Survey)のようなものから得られる情報が、家計の享受する社会的保護給付の集計値を推計するのに用いられ得る。しかし、社会的保護給付は、制度ベースで編成されているので、そうした制度機関から集計値のベースで情報を得る方が明らかに、より効率的である。例えば社会保障基金は一つの制度部門を構成しており、同部門の受取と支出とを示す勘定もある。中央政府も一つの制度部門であり、多くの社会的保護給付が中央政府によって直接に提供されている。例えば児童手当である。この場合、中

央政府の児童手当部門は政府の一つの活動と考えられる。そして一つの活動は、各制度の一部門として考えられ、それぞれ別々の勘定を持つ。又各活動は、表のようなESA(European System of Accounts)における制度部門分類に従って分類される。

#### 部門及び小部門

非金融企業及び準企業

信用機関

保険会社

一般政府

中央政府

地方政府

社会保障基金

対家計民間非営利団体

家計

海外

上述の分類はESAあるいはSNAとの直接的な関連を示すには有用であり、又社会的保護がどのように編成されているかを示し、政策立案者に対しては有用な情報を提供するかもしれないが、社会的保護支出を分析したり経済全体におけるその効果を研究するには限定的役割しか果たさない。そうした目的のためには、保護される人々のグループや保護の性質に従って活動を分類する方がより有用である。そのような分類は社会的保護制度の分類と呼ばれてもよいだろう。現在EECでは次のような分類が検討されている。

#### 制度の分類

1. 基本制度
  - 1 1 全国的制度
  - 1 2 一般制度



1 3 特別制度

1 3 1 法定制度

1 3 2 企業における他の制度

1 3 3 自然災害あるいは政治的事件  
の犠牲者のための制度

1 3 4 その他

2. 補完的及び補足的制度

2 1 法定制度

2 2 その他

3. 任意の制度

4. その他の社会的方策

このように観察単位（活動単位）は制度部門かあるいは社会的保護制度かのいずれかによって分類される。次に制度の類型を少し説明しよう。

基本制度というのは、社会的にミニマムであると容認される生活水準の維持を保障するようなものである。全国的制度というのは、全人口を包含するものであり、一般制度というのは人口の大きな部分を包含するものである。特別制度というのは、人口の特定の範疇を包含するものであり、補完制度というのは、基本的な給付が既に認められている場合にそれに加えて認められる給付を包含するものである。補足的制度というのは、基本制度に関連しているが、基本制度とは独立に認められる給付を包含するものである。

任意の制度というのは、個々人が各人の裁量に従ってその制度に加入したり脱退したりできる制度である。

その他の社会的方策の制度というのは、社会扶助制度—必ず資産調査を伴う—を含み、他の制度ではカバーされないケ

ースあるいは、他の制度が適切でないようなケースを包含するように立案されているものである。

社会的保護支出の提示

支出の性質、機能、制度部門及び制度の分類は社会的保護支出に関する一連の表を生ぜしめる。それらの表は、二つの目的を持っている。第一は国民勘定における項目と対応をつけることであり、第二により重要なことは、実施されている社会的保護支出の分析を可能にすることである。基本的な表のうち既にE E Cで用いられているものを付表に掲げておく。

付表1は、支出の性質と制度部門とによって分類された社会的保護支出を示す。同表は社会的給付、その他の現物給付、及び管理費を分離しており、社会的保護支出とE S Aとの間の連関を示すのに重要である。同表は又、それぞれの部門が社会的保護給付をどの程度供給しているか、更にそれらの給付がどのように供給されているかを示すのにも有用である。

財 政 給 付

これまで考慮してきた社会的保護給付は、次のうちのいずれかの方法で受給者に提供されている。1) 直接的な現金の支払, 2) 財貨サービスの無料提供, 3) 財貨サービスの費用価格以下での提供。そしてこれらの給付は国民勘定におけるフロー又はその一部と対応している。同じような給付を租税制度の適用によって提供することができる。その最も明らかな例は、児童の扶養に

関する租税控除であり、扶養児童に対する直接の手当と同じような効果を持っている。租税制度の運用を通じて支給される給付は財政給付と呼ばれる。直接的な社会的保護給付と間接的な(財政)給付との組み合わせは国によって異なり、又、一国の中でも時によって異なる。従って異時点間比較や国際間比較を行うに当っては、社会的保護勘定中に含まれるべきこの種の給付がどの位であるかはっきりさせておくことが必要である。以下に幾つかの提案を掲げ検討しておきたい。

財政給付を含めることは又一つの問題を生ぜしめる。というのは、間接的給付を制限する明らかな境界がないからである。しかし原則として、社会的保護勘定に財政給付を含める場合には、勘定中に既に含まれている直接の給付に類似のものか、あるいは、どれかの危険に関連している給付に限定すべきである。筆者は、財政給付を直接的な給付の中に明らかな対応物のあるものに限定すべきであると考え。参考のために、社会的保護勘定の中に含まるべきでない財政給付の例を挙げておこう。結婚税控除、相続税及び資産税控除、付加年金拠出のための租税軽減等々。

逆に次の二つのタイプの財政給付は含まれるべきであるように思われる。第一のタイプのものはアイルランドでは次のようになっている。扶養児童に関して支給される租税控除、他の扶養親族に関する租税控除(夫と妻とを除く) 子供のある片親に対する付加税控除、盲目の者に対する特別租税控除、老齢に関する特別租税控除。すな

わち各種の人的控除である。

第二のタイプの財政給付は、免税給付を支給することに関連したものである。例えば児童手当は課税され得るし、課税されないこともある。もし状況が国毎に異なるならば、比較可能性を確保するために、これらの給付はすべて税引後の額で記録するか、税額分を差し引けるように記入しておくことである。

### 資本支出

社会的保護に関する支出はE E Cによるものであれ、I L Oによるものであれ、經常取引についてのものであった。しかし資本支出を含めるよう勘定を拡張すべきであるという提案もなされている。社会的保護に関する一般政府の資本支出は国民勘定における一般政府の資本支出の分類から得られる。何故なら、保健、社会保障及び福祉サービスに対する大部分の支出は、社会的保護に関連しているからである。しかし他の部門における社会的保護のための資本支出を、どのように推計するかは困難な問題である。例えば保険会社の資本支出の中、社会的保護に関するものをどのように分離できるであろうか? 非金融企業及び準企業による関連した資本支出—それらの企業又は準企業の雇用者に対して直接の給付となるようなもの—はどのようにして推計され得るのだろうか?

しかし、社会的保護に関する資本支出の大部分は、一般政府によってなされるであろう。

国民経済における社会的保護の程度を確定し、その費用を分析し、財源調達方法を分析することは重要である。しかしそのような分析は、社会的保護の制度でカバーされる人々や、受給者数に関連した資料で補足されなければ不十分である。社会的保護統計開発の次の重要なステップは、経済に関する資料を人々に関連させることであろう。勿論、金融に関する資料を受給者や、

加入者に関連させるには、多くの困難が伴なうであろう。例えば、ある人々は老齢と疾病とに関する保護制度又は保護活動に二つ以上加入している。こうしたことは、加入者数や受給者数に二重計上の問題をすぐひき起すことになる。しかしながら、加盟者数及び受給者数に関連した資料で補足されなければ、社会的保護の費用や財源調達方法の分析は充分に行い得ないと思われる。

付表1 社会的保護給付の性質別・制度部門別分類（アイルランド，1976）

Mill £

性質	制度部門	非金融企業 及び準企業	保険 会社	中央 政府	地方 政府	社 会 保障基金	民間非営利 団体及び家計	合 計
1. 社会的給付								
現金		9.9	—	252.2	39.6	236.6	—	538.4
現物		—	11.0	9.1	1.6	3.1	—	24.9
2. 他の現物給付								
市場サービスへの補助金		—	—	31.1	—	—	—	31.1
政府及び民間非営利 団体の消費		—	—	—	253.8	—	—	253.8
給付総額		9.9	11.0	292.5	295.1	239.7	—	848.2
管理費及びその他の費用		—	9.5	0.9	19.6	13.1	—	43.1

# OECD諸国における所得分配(Ⅱ)

## 〔INCOME DISTRIBUTION IN OECD COUNTRIES〕

訳 三 井 速 雄

(農業者年金基金業務第一部長)

序 論 (No. 55号掲載済)

第1章 方法論上の諸問題 (No. 55号掲載済)

用語の定義

不平等度の比較

データの基礎資料について

第2章 計測結果 (No. 57号掲載)

留意事項

基本結果

第3章 所得の十分位階級分布の一般的質

(No. 58号掲載予定)

世帯構成

所得の種類

社会的トランスファーの所得分配に与える影響

第4章 他の諸国のデータ (No. 58号掲載予定)

第5章 所得分配の変動の傾向 (No. 59号掲載予定)

付録

I 資料について

II 所得分配データと国民経済計算の整合性について

III 若干の諸国のトランスファー前と、トランスファー後の所得分配のデータについて

IV 補間法について

## 第2章 計測結果

本章ではOECD加盟諸国、12カ国の課税前所得と課税後所得の分配について、所得シェアの十分位階級分布と、すでに述べてきた分配の不平等度尺度の計測結果を用いて示す。これらの12カ国ではデータは相互に比較可能であるとしてよい。その他の10<sup>2)</sup>カ国についてもデータを作成したが、用いられている所得の定義や対象範囲が適当でないし(対象人口の範囲が狭いとか、世帯の定義が不適當だとかといった欠点がある。)、信頼性にも欠けると思われるので、国際比較は行なわないが、これら

の諸国のデータを後で説明をすることとしている。

### 留意事項

上述の12カ国の検討をするとき、次のことに留意する必要がある。これら12カ国のデータにあっては、すでに述べたように、所得と所得単位について同じ定義を用いており、かつできる限り人口の大部分がカバーされているデータを用いるように努力したが、なお純粋な統計技術上の問題や経済的、非経済的な多くの問題があり、完全な意味で比較可能であるとはいえない。

統計上の問題として、第1に各国の所得分布を計測するのに、それぞれ異なった方

法をとっているため、計測上のひずみが各国ごとにバラバラになっている可能性があるということがある。第2にはサンプリング・エラーと補間法を用いていることから生じる問題がある。第3に実態調査において、たとえサンプリング・エラーがないとしても、上記の低回答の程度が各国ごとに異なっているという問題がある。第4に人口統計のデータと、所得分配データがどの程度整合的であるとしてよいかについても、国によって異なる。最後に所得額が負の値である場合の扱い（特に自営業の所得）は、ある国では実際の負の値であらわすのに、他の国ではゼロとして扱うといった違いがある。

多くの国では、課税前と課税後の両方の所得分布を、それぞれの概念の所得で区分した、世帯数の形で知ることができる。しかしいくつかの国では課税前か課税後のデータしかないため、一方の所得分配データと、各所得階層ごとの支払税額の平均値とから、他方の分布をつくらざるを得なかった。この場合つくられた方の分布にあっては、所得ランクごとの世帯数が本来の資料から導き出されたものではなく、分配の不平等度は実際より低く推計されることとなる。<sup>27)</sup>

この方法をとらないとすれば、データの基本資料より信頼性が低くても、それ以外の課税前と課税後の所得分配の状況を知り得る資料を発見しなければならない。本論文でも、家計収支調査を用いたものや、所得税統計を用いたものがあり、後者にあってはすでに述べたように課税単位は世帯と

は概念がことなるという難点がある。本論文の各表において、これらの代替方法を使用した場合には、その資料を明らかにすることで、そのことを示している。

低回答の問題は、一般に高額所得者の所得の種類が事業所得や投資所得に偏っていることが多いから、結果的に高額所得者の所得が低く回答されることとなり、全体としての分配の不平等度は、低くあらわされてしまう。

この偏りを、国際的に比較することは困難だが、付録Ⅱで若干の検討を加えているほか、いくつかの国について、所得の種類ごとに低回答の程度がどうなるかについて、表2で要約してみた。これで見ると投資所得や自営業者の所得は、賃金、俸給やトランスファー所得より低く回答される傾向が見られ、後に述べるように、投資所得や自営業の所得は十分位階級分布の上位のランクでは相対的に大きくなるから、一般的にどの国でも不平等度は実際より低くあらわれることになる。表2から認識できることを、表3と表4に掲げられている所得分配の数値に適用すると、フランスでは表にあらわれた所得は実際の分配より平等化の方向に偏っており、西ドイツでは他国の数値と比較して、不平等の程度が過度にあらわれているということになる。

また1人世帯の数は、十分位階級分布の最下位のランクに集中する傾向があるのだが、各国間で1人世帯の把握の程度に差があることから生じるひずみがあり、これについても付録Ⅰに検討する。本論文で使用しているオーストラリアの資料では、1人

世帯の数が低すぎるようであり、オランダのものは多すぎるようだから、不平等度はオーストラリアでは過小に、オランダでは過大にあらわれていることになっていよう。

各国間の比較を妨げる経済的な要因としては、各国の景気変動に伴って生じる雇用水準や物価水準の変動が、所得分配に与える影響がある。本論文の多くのデータは、各国の景気循環の異なった局面において得られたものであり、単純な景気変動の影響によって、各国間の本来の差異を不明瞭にしてしまうのである。

表2 いくつかの所得の種類ごとに  
見た、低回答の程度の推定

	調査回答所得額の国民経済計算上の値に対する割合(%)		
	賃金 俸給	事業 所得	資産 所得 <sup>a</sup>
カナダ	95.5	93.4	76.3
フランス	88.9	34.4	35.4
西ドイツ <sup>b</sup>	100.0	100.0	100.0
スウェーデン	97.5	54.0	..
アメリカ	98.3	91.1	45.0
イギリス <sup>c</sup> i)	96.9	55.2	39.8
ii)	99.3	95.8	37.1

注：a) 資産所得の定義は、国によって差がある。詳しくは付録Ⅱを参照されたい。

b) 推計値は、原資料において国民経済計算のデータと同時に集計されたものによっている。

c) i) 「家計支出調査」の所得分配データ。

ii) 「Blue Book」資料の所得分配データ。付録Ⅱを参照されたい。

2つの所得分配を比較するとき、それぞれ

れの対象の間に相対的な物価差がある場合に、2つの問題が生じる。第1は物価水準の地域差と同じように、同じ商品に対して価格が異なるとすれば、貨幣所得の分配でみた場合と実質所得の分配でみた場合とでは、分配の様相が異なることになる。ある国では平均所得水準の低い地方で物価水準が低いのに、他の国では、所得水準の低い地方の物価水準が、かえって高いといった現象がみられることもある。それらの国の間の不平等度を貨幣所得で比較するとすれば、前者の地域を持つ国では貨幣所得で測った不平等度は、実質所得で測った不平等度より過大にあらわれ、後者の国ではその逆になるはずである。このようなことは、所得分配のあり方に何かの影響を与えているものと考えられる。同一地域内であっても、富裕な階層に対する物価と、貧困な階層に対する物価が異なる場合には、同じことが言えるに違いない。

第2に、各国の間接税や特定産業助成の補助金などの政策のため、各国ごとに商品やサービスに価格差が生じることがある。さらに一般に富裕な者は相対的に高価なものを購入し、貧困な者は相対的に安価なものを購入する傾向があるから、その点からも、富裕階層の貨幣所得の較差とはことなつた実質所得の差があることになる。

課税前所得分配を比較する場合には、累進的な税制も、上述の要素と同じ役割を持つ。おおむね税制が累進的でない国ほど、課税前所得分配が不平等でないようだ。各国の税制の累進性の程度を量的に示せるようなデータは持っていないが、1例として、

翻 訳

日本とイギリスの十分位階級分布の最下位のランクのシェアを見ると、このことがある程度妥当するとしてよいと思われる。<sup>28)</sup>

最後に、すでに述べてきたような統計技術や経済の問題を越えた困難な問題がある。本論文では発展途上国や、計画経済の国を除いており<sup>29)</sup>、比較的同質的な諸国に限って比較対象としているのであるが、それでもなお各国の間にある社会的、文化的な差異が、各国の平均世帯人員数のちがいとなって存在している。スウェーデンでは1人世帯は40%に近く(老齢年金の受給者や若年者であることが多い)、5人以上世帯は6%にすぎない。これに対して、スペインで

は、1人世帯は6%、5人以上世帯は31%と、丁度逆になっている。小人数世帯は多人数世帯より所得額が低いのが通例であり、世帯人員と所得分配は密接な関係があるが、これについては後で詳しく論じたい。

分配の不平等度の各国間の差が、各国間の実質的なちがいを示していると考えてよいのは、その差が十分に大きい場合だけであって、その差が小さなものでしかない場合は、重要視はできない。どの位の差があれば実質的なちがいがあると認めてよいのかは、結局は判断の問題に帰する。なおくり返して述べておくが、現在の段階で利用できるデータでは完全な国際比較は不可

表3 課税前の所得分配(十分位階級, シェア)

年		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
オーストラリア	1966-67	2.1	4.5	6.2	7.3	8.3	9.5	10.9	12.5	15.1	23.8
カナダ a	1969	1.2	3.1	4.6	6.3	7.9	9.4	11.1	13.1	16.2	27.1
フランス	1970	1.5	2.8	4.2	5.7	7.1	8.7	10.4	12.6	16.0	31.0
西ドイツ a	1973	2.5	3.4	4.5	5.6	6.8	8.3	9.9	12.2	15.7	31.1
日 本	1969	2.9	4.7	5.8	6.8	7.7	8.6	9.7	11.3	13.9	28.6
オランダ	1967	2.3	3.6	4.9	6.0	7.3	8.5	9.9	11.7	14.7	31.1
ノルウェイ	1970	1.7	3.2	4.9	6.7	8.2	9.8	11.3	13.3	16.4	24.5
スウェーデン a	1972	2.0	4.0	5.3	6.1	7.9	9.5	11.2	13.1	16.1	24.4
イギリス b	1973	2.1	3.3	5.1	6.9	8.3	9.8	11.2	13.0	15.6	24.7
アメリカ c	1972	1.2	2.6	4.2	5.8	7.5	9.3	11.1	13.4	16.4	28.4
平均 d	..	2.0	3.5	5.0	6.3	7.7	9.1	10.7	12.6	15.6	27.3
変位係数 e	..	0.27	0.19	0.13	0.09	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.10
参 考											
イギリス f	1972-73	5.8		4.8	5.9	7.5	9.2	11.0	13.1	15.8	26.9
アメリカ g	i)	1.2	3.0	4.6	6.2	7.6	9.1	10.8	12.9	15.8	28.6
	ii)	1.5	3.4	4.7	6.1	7.5	8.9	10.6	12.7	15.6	29.0

a) 数値は課税後分配のデータから著者が推計した。

b) 家計支出調査

c) センサス局 Current Population Report による。

d) 算術平均

e) 変動係数から算出した。

f) 「Blue Book」の推計による。

g) i)は貨幣所得概念で

ii)は世帯所得概念で

注: 詳細は付録 I を参照されたい。

表4 課税後の所得分配（十分位階級，シェア）

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
オーストラリア 1966-67	2.1	4.5	6.2	7.3	8.3	9.5	10.9	12.5	15.1	23.7
カナダ 1969	1.5	3.5	5.1	6.7	8.2	9.7	11.2	13.1	15.9	25.1
フランス a 1970	1.4	2.9	4.2	5.6	7.4	8.9	9.7	13.0	16.5	20.4
西ドイツ b 1973	2.8	3.7	4.6	5.7	6.8	8.2	9.8	12.1	15.8	20.3
イタリア 1969	1.7	3.4	4.7	5.8	7.0	9.2	9.8	11.9	15.6	20.9
日本 1969	3.0	4.9	6.1	7.0	7.9	8.9	9.9	11.3	13.8	27.2
オランダ 1967	2.6	3.9	5.2	6.4	7.6	8.8	10.3	12.4	15.2	27.7
ノルウェイ 1970	2.3	4.0	5.6	7.3	8.6	10.2	11.7	13.0	15.1	22.2
スペイン 1973-74	2.1	3.9	5.3	6.5	7.8	9.1	10.6	12.5	15.6	26.7
スウェーデン 1972	2.2	4.4	5.9	7.2	8.5	10.0	11.5	13.3	15.7	21.3
イギリス a c 1973	2.5	3.8	5.5	7.1	8.5	9.9	11.1	12.8	15.2	23.5
アメリカ a d 1972	1.5	3.0	4.5	6.2	7.8	9.5	11.3	13.4	16.3	26.6
平均 e	2.1	3.8	5.2	6.6	7.9	9.3	10.7	12.6	15.5	26.3
変位係数 f	0.24	0.15	0.12	0.09	0.07	0.06	0.07	0.05	0.04	0.12
参 考										
西ドイツ g 1969	2.6	4.4	5.8	7.1	8.2	9.4	10.8	12.6	15.2	23.7
イギリス h 1972-73	6.8	5.5	6.5	8.0	9.5	11.2	13.2	15.8	23.6	
アメリカ i 1966	2.0	3.0	4.6	6.0	7.5	8.9	10.5	12.6	15.5	29.3

a) 課税前所得分配から著者が推計した。

b) DIWデータ

c) 家計支出調査

d) センサス局の税率報告から算出した。

e) 算術平均

f) 変動係数から算出した。

g) 家計所得消費標本調査

h) 「Blue Book」の推計による。

i) B, A. Okner (1975)による。

表3とは比較できない。

注： 詳細は付録Iを参照されたい。

能であり、たとえ現在進行中のヨーロッパ統計家会議の作業が完成したとしても、なお問題が残るのである。<sup>30)</sup>

#### 基本結果

OECD加盟の10カ国ないし12カ国の所得のシェアの十分位階級分布を、課税前と課税後の両方について、表3と表4に示す。

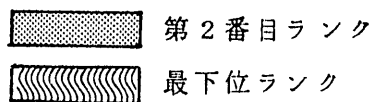
この表2から見ると、各国の間のもっとも大きな差異は、最下位の2ランクと最上

位のランクのシェアの差にあらわれている。<sup>31)</sup> 課税前所得の分配と課税後所得の分配は大筋においてよく類似しているが、最下位ランクと最上位ランクの違いが逆方向であって、最下位ランクでは課税前所得のシェアの方が小さいのに、最上位では課税後所得のシェアの方が小さい。直接税が所得を平等化する働きを持っていることは、表3と表4とからうかがい知ることができるが、直接税の累進度の各国間の相対的な大きさを知ることまでは、各国の直接税の計算方

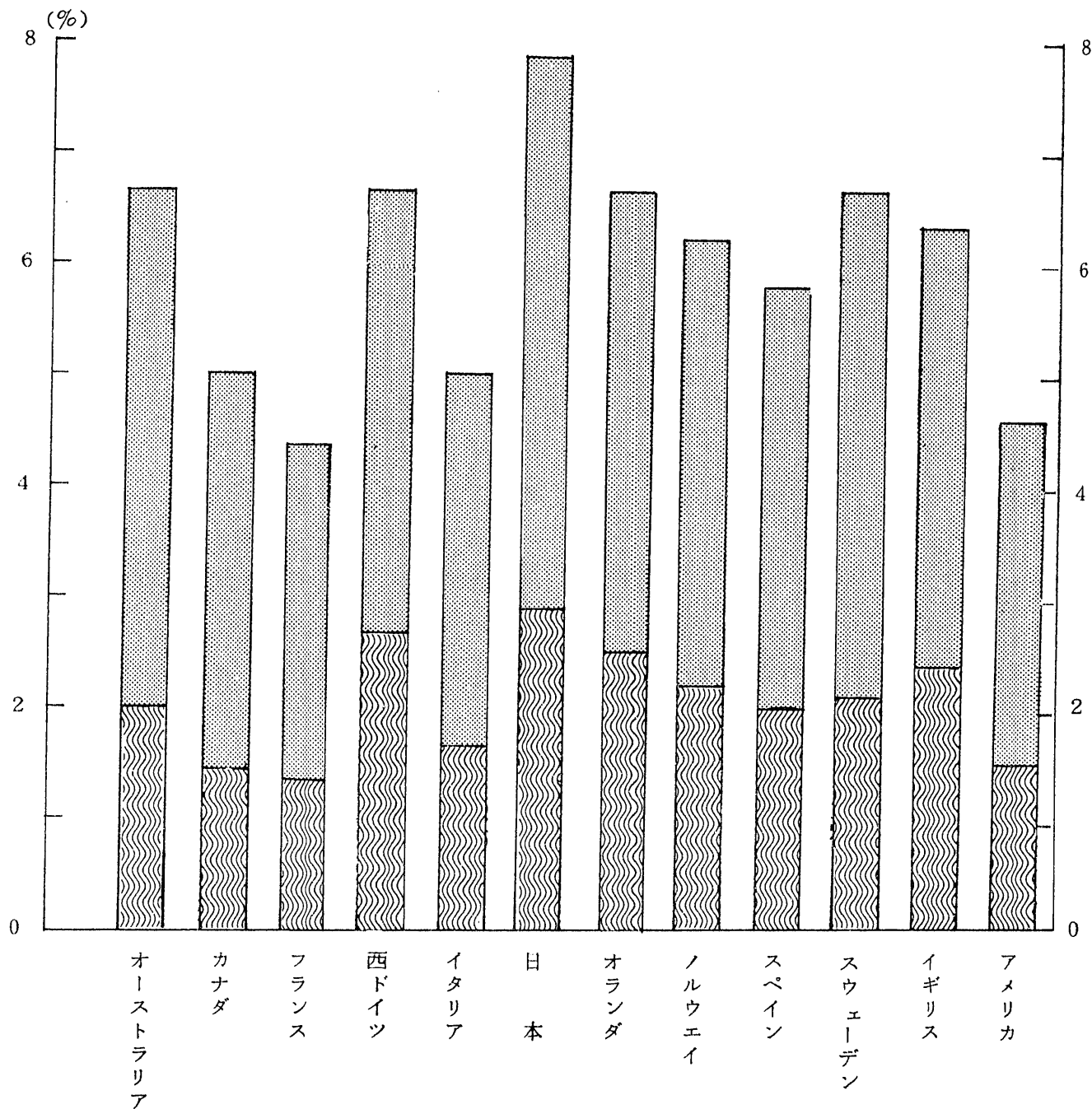


翻 訳

D図 課税後、世帯所得分布における最下位2ランクのシェア



全世帯所得に対する  
パーセンテージ



注： 年次、数値については表4を参照、データの資料については付録I参照、

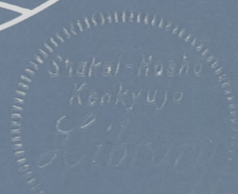
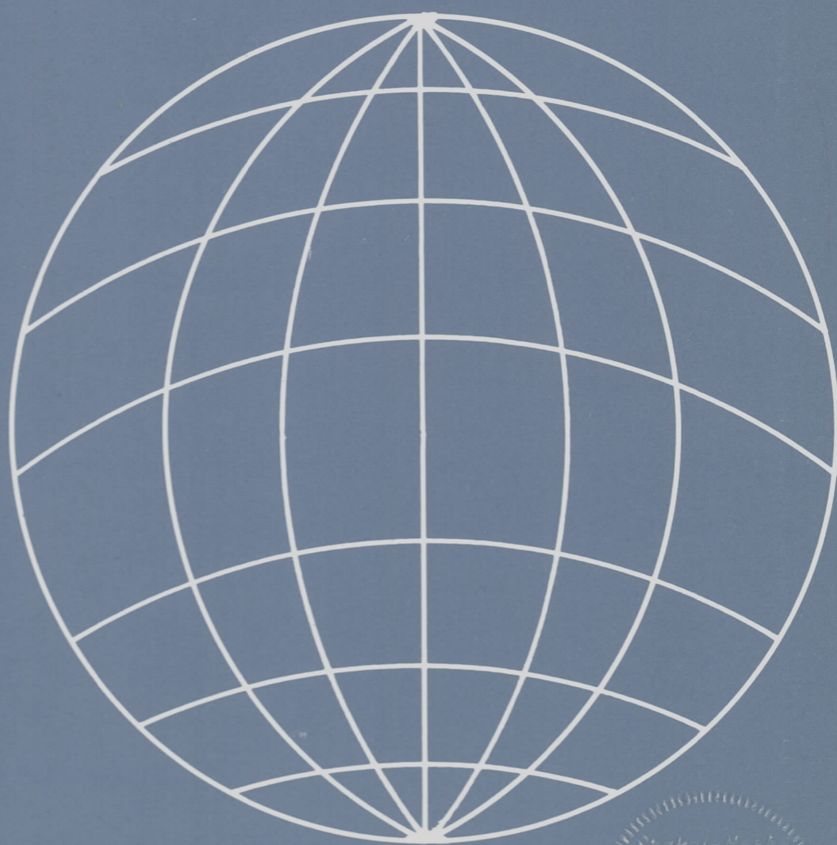
# 海外社会保障情報

---

No. 57

---

March 1982



社会保障研究所

法が異なるために正確な推計ができず、困難である。

課税前所得の分配のデータを見ると、最下位のシェアが一番小さいのがフランスで、1.4%、一番大きいのが日本で3.0%である。下位第2番目のランクのシェアではやはり、最小はフランスで2.9%、最大が日本で4.9%である。これらの差の絶対額は小さいが、比率でみれば、最下位のランクのシェアでは、日本はカナダやフランスやアメリカの2倍にもなっている。

同様に最下位の2つのランクのシェアについても相当の較差がある。ドイツでは第2番目のランクのシェアは、最下位のランクのシェアより約30%大きいだけにとどまるが、カナダでは両者の開きは130%にも及ぶ。D図は最下位の2ランクのシェアの大きさを解りやすく図示したものである。

最上位のランクについて同じように説明すると、最上位のシェアが一番小さいのがスウェーデンであって、21.3%であり、もっとも高いのがイタリアで、30.1%だからその開きは1.5倍になるといえる。

特に下位のランクのシェアを比較するときに留意しなければならないのは、データが世帯単位となっているため、シェアの較差の或る部分は、1人当り所得額の差よりも世帯人員の差から生じているということである。したがって世帯人員の差を考慮に入れないで、最下位のランクのシェアの大きさを、直接にそのランクに属する人々の貧困の程度であるとしてしまつてはならない。<sup>32)</sup>

各国の所得分配を2国づつ詳細に比較していけば、それぞれのローレンツ曲線が交差し、相互の不平等度の比較がそのままではできなくなっている国々が見出される。すなわち、下位のランクの低いシェアは必ずしも上位ランクの高いシェアと結びつかないのである。

ここで、このような場合の不平等度の判定のため、すでに検討してきた不平等度の尺度を課税前所得と課税後所得の分配について計測した。その結果を表5と表6に掲げる。<sup>33)</sup>ここでの計算のやり方では、十分位階級の各ランクの中での分散がないことを暗黙に想定しており、不平等度尺度の数値は低くあらわれる欠点があるが、他方各国の所得階級分布の各ランクに属する人口の違いや、分布所得額の差などから生じる比較上のひずみを除くことができる。

これらの表において計算されている尺度の値から見た各国の不平等度の順位は、いずれの尺度でもよく類似している(Spearmanの順位相関係数は、0.8以上)が、全く同一ではない。これらの尺度によってみれば、課税後所得の分配の不平等度がもっとも少ないのは、オーストラリア、日本、スウェーデン<sup>34)</sup>の3カ国であり、フランスが不平等度がもっとも高いことになる。

課税前所得についてもほぼ同様であり、オーストラリアと日本が大部分の尺度でもっとも不平等度が低く、フランスとアメリカが不平等度が高い。

当然ながら、これらの尺度はそれぞれ尺度の算出式の中に価値判断を組み込んでおり、各尺度の値の動き方はその価値判断に

左右される。そのため1つ1つの尺度がどんな動きを示すかではなくて、全尺度が同一方向を指しているとき、はじめて意味を持つと考えた方がよいだろう。だから、たとえばイギリスの所得分配はオランダより平等だとか、カナダのそれは西ドイツより平等だとか言うことは危険であり、特に西ドイツとオランダのデータが他の諸国と比べて、不平等度が相対的に高くなる傾向を有していることに留意しておく必要がある。ましてここでの順序は、他のさまざまな現象から生じるひずみを見無視して作成されているものであるため、相当の許容度をみておかなければならないだろう。

くり返し述べてきたように、世帯の所得

分配は極めて多くの要因によって影響を受けるので、国際比較をする場合には、これらの影響を補正しておかなければならない。特に各国の世帯人員数の差は、所得分配に著しい影響をもたらすものだから、これをとり除いておくことが必要である。そこで次にこの問題について検討をしてみよう。

i) 1人当り所得の分配

ii) 世帯主が25歳から54歳までの世帯の所得分配(世帯主の年齢を限定することで、年齢構成の差による較差を捨象できる)

iii) 各国ともに同一の、標準化された世帯人員規模を持つとした場合の所得分配。

1) 1人当り所得の分配

表5 課税前所得の不平等尺度

	アトキンソン		ジャンペル ノウ	ジニ	クズネット	タイル	対数分散
	e=0.5	e=1.5					
オーストラリア	0.082	0.251	0.158	0.313	0.249	0.070	0.083
カナダ	0.125	0.384	0.255	0.382	0.306	0.106	0.133
フランス	0.142	0.393	0.275	0.416	0.333	0.126	0.131
西ドイツ	0.125	0.320	0.233	0.396	0.321	0.115	0.096
日 本	0.093	0.242	0.170	0.335	0.264	0.086	0.068
オランダ	0.120	0.312	0.224	0.385	0.306	0.111	0.093
ノルウェイ	0.106	0.325	0.231	0.354	0.283	0.089	0.107
スウェーデン	0.097	0.287	0.194	0.346	0.278	0.085	0.090
イギリス	0.098	0.293	0.199	0.344	0.272	0.084	0.093
アメリカ	0.138	0.407	0.277	0.404	0.326	0.117	0.142
平 均	0.111	0.317	0.218	0.366	0.293	0.097	0.101
参 考							
イギリス	0.113	0.321	0.222	0.373	0.298	0.099	0.102
アメリカ i)	0.131	0.395	0.265	0.393	0.313	0.113	0.137
ii)	0.125	0.360	0.246	0.388	0.310	0.110	0.119

注： 数値は、表3の十分位階級分布のシェアから算出した。ただし、ジャンペルノウ尺度は、原分布から算出されている。

表6 課税後所得の不平等度尺度

	アトキンソン		ジャンベル ノウ ン	ジニ	クズネッツ	タイル	対数分散
	e=0.5	e=1.5					
オーストラリア	0.082	0.250	0.157	0.312	0.246	0.070	0.076
カナダ	0.107	0.334	0.220	0.354	0.281	0.090	0.111
フランス	0.141	0.397	0.276	0.414	0.332	0.125	0.134
西ドイツ	0.116	0.296	0.220	0.383	0.314	0.108	0.086
イタリア	0.130	0.353	0.248	0.398	0.316	0.117	0.112
日本	0.082	0.217	0.156	0.316	0.248	0.076	0.061
オランダ	0.101	0.274	0.192	0.354	0.284	0.091	0.081
ノルウェイ	0.079	0.245	0.162	0.307	0.247	0.067	0.075
スペイン	0.102	0.293	0.201	0.355	0.282	0.090	0.090
スウェーデン	0.077	0.242	0.158	0.302	0.242	0.064	0.075
イギリス	0.083	0.248	0.166	0.318	0.252	0.072	0.075
アメリカ	0.122	0.367	0.248	0.381	0.306	0.104	0.124
平均	0.100	0.289	0.198	0.350	0.279	0.088	0.089
参考							
西ドイツ	0.079	0.230	0.156	0.312	0.279	0.069	0.068
イギリス	0.091	0.266	0.181	0.335	0.226	0.078	0.081
アメリカ	0.124	0.341	0.239	0.390	0.311	0.110	0.108

注： 数値は、表4の十分位階級分布のシェアから算出した。ただし、ジャンベルノウ  
ン尺度は、原分布から算出されている。

表7 1人当り所得の分配（十分位階級，シェア）

	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
オーストラリア*	1966-67	3.5	4.8	5.5	6.5	7.8	8.8	10.0	12.0	15.4	25.6
カナダ*	1969	2.2	4.0	5.2	6.2	7.4	8.7	10.2	12.4	15.8	27.8
フランス*	1970	2.0	3.8	4.8	5.7	6.9	8.0	9.7	11.9	15.4	21.8
西ドイツ** a	1969	3.6	5.2	5.9	6.6	7.7	8.7	10.0	12.4	15.5	24.5
ノルウェイ*	1970	3.5	4.7	5.6	6.6	7.7	9.2	11.0	12.9	15.5	23.5
スペイン** b	1973	2.3	4.0	5.2	6.3	7.4	8.7	10.3	12.5	15.9	27.4
スウェーデン**	1972	3.5	5.8	6.8	7.6	8.5	9.5	10.7	12.4	14.7	20.5
イギリス*	1973	3.5	4.8	5.9	6.6	7.5	8.9	10.4	12.6	16.0	23.9
アメリカ*	1972	1.8	3.7	5.0	6.3	7.5	8.6	10.1	12.6	15.8	28.6
平均c	..	2.9	4.5	5.5	6.5	7.6	8.8	10.3	12.4	15.6	26.0
変位係数d	..	0.25	0.15	0.10	0.07	0.05	0.04	0.04	0.02	0.02	0.12

a) 家計所得消費調査

b) 表3, 表4と正確な比較はできない。

資料がことになっており、詳細は付録Iを参  
照されたい。

c) 算術平均

d) 変動係数より算出した。

\* 課税前分配データより算出

\*\* 課税後分配データより算出

所得分配の国際比較をする場合には、各国間の世帯人員規模の差（同時に各国の内部での差異）を考慮する必要があるが、また、各世帯の受ける経済福祉の大きさは、所得額と世帯人員数の双方の関数なのだから、この2つの点から1人当り所得の分配を考察する意義がある。しかし1人当り所得額が推計できる国は、データの制約から9カ国に限られており、それも課税前所得によるものや、課税後所得によるものが入り混っていて、直接に比較できない。

しかしその結果、表7を見ると、概して最下位のランクのシェアが、世帯当りの所得分配と比べて1%程度大きくなっており下位2ランクを合せると、おおむね2%から3%程度大きくなっている。ここで算出した各国の平均値でみる限り、不平等は世帯当り分配より1人当り分配の方が低いようだ。これは各国の経済発展の局面において世帯の所得額と世帯人員数とが、(租税と所得移転のシステムなどの要因によって)より密接に関連していくことに原因があると思われる。

上述のように、世帯当り所得分配と1人当り所得分配は、形のうえでそれほど明瞭な差異が認められないのだが、両方の十分位階級分布の各ランクにいる個々の人を取り上げてみると、両方で相当に違っているはずだ。したがって政府支出が分配に与える影響についても、両者で異なった姿になるはずである。両者が大きく異なる例としてスウェーデンがあげられるが、スウェーデンでは世帯分配の場合、所得分配の最下位の2つのランクにある世帯の平均人員は、それぞれ1.13人、1.16人であるのに、1人当り所得の分配の場合では、最下位の2ランクにある世帯の平均人数は、それぞれ2.98人、3.18人となっている。

2) 「ライフ・サイクル」の影響を補正した所得分配

世帯の所得額は世帯主の年齢によって違ってくるものであり、若年世帯と高齢世帯は、壮年世帯より所得が低いのが普通である。いままで考察してきた世帯所得は、すべての年齢層の世帯主所得を含んでおり、そのため各人の生涯全体を通じての所得額

表8 世帯主の年齢が25歳から54歳までの世帯の所得分配(十分位階級, シェア)

年		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
オーストラリア	1966-67	3.7	5.6	6.8	7.5	8.4	9.4	10.5	11.9	14.2	22.0
カナダ <sup>a</sup>	1972	1.7	4.2	6.0	7.4	8.7	9.8	11.1	12.7	15.0	23.5
西ドイツ <sup>*b</sup>	1969	4.0	5.8	6.8	7.6	8.4	9.3	10.4	11.9	14.0	21.9
ノルウェイ	1970	2.3	4.9	6.4	7.6	8.6	9.6	10.9	12.7	15.1	22.0
イギリス	1973	3.3	5.5	6.6	7.6	8.5	9.4	10.5	12.0	14.3	22.3
アメリカ	1972	1.9	4.1	5.8	7.1	8.3	9.6	10.9	12.3	15.0	25.0

a) 表3の数値とは、資料がことなるため正確には合致しない。

b) 家計所得消費調査による。

\* 課税前所得データから算出した。他は課税後データによる。

の較差のほかに、その時点での年齢の相異のために生じる較差をも持っている。この較差をある程度まで除去するやり方として、世帯主の年齢を、25歳から54歳までの世帯に限定して分配を推計する方法がある。これによって、年齢差に起因する所得較差の大きな部分が除去できると思われるが、表8に示した結果を見ると、全世帯の場合より不平等度は低くなっており、表3、表4と比較して最下位のランクのシェアは平均して1.1%ほど一比率にすれば全体の分配の約1.5倍一増加し、最高位のランクのシェアは平均して2.4%ほど一比率で全体の分配の約10分の1一減少している。

3) 世帯人員規模の標準化

各国の世帯人員規模の分布は、各国ごとに著しい特徴を備えており、相互に大きな差があるため、所得分配の重大な攪乱要因となっている。1人世帯の所得額が多数世帯の所得額より低いことは、よく知られていることであり、人口構造や社会学的な原因から世帯人員数の較差が大きい国では、他の条件が同じでも不平等度が大きくあらわれることとなってしまう。

OECD加盟の11カ国について、世帯人員数の分布を示したものが表9である。

表9に示した11カ国の世帯人員数の分布を、大まかにまとめて平均した数値を用い、各国がいずれも同一の世帯人員数の分布を持っていると仮定して、<sup>30)</sup> 所得分配を推計してみた。この標準世帯人員分布における世帯人員数の分布は次のとおりとする。

1人世帯の比率	23%
2人 "	28%

3人 "	17%
4人 "	16%
5人以上世帯の比率	16%

基礎データの制約上、或る国は課税前の、他の国は課税後の所得分配データから推計せざるを得なかったが、比較に便利なように、全部の国について、大まかながら課税後データとなるように補正をした。表10にその推計結果が掲げてあるが、いくつかの国では、大きなちがいは見られず、これらの国については、世帯人員規模が所得分配に与える影響を十分に明らかにすることはできないようだ。

表9 若干の諸国の世帯人員数の分布

	世帯の比率(%)				
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上世帯
オーストラリア	9.5	24.5	18.2	22.0	25.6
カナダ	26.4	23.0	14.5	15.8	20.3
フランス	21.4	27.1	18.4	15.3	17.8
西ドイツ	23.5	29.0	20.0	15.6	11.9
日本	9.5	—	—	—	—
オランダ	45.4	22.3	10.8	10.2	11.2
ノルウェイ	25.1	26.5	16.3	16.7	15.3
スペイン	6.6	20.8	19.8	22.0	30.7
スウェーデン	37.6	29.0	14.7	12.6	6.2
イギリス	18.9	32.3	18.4	16.6	13.7
アメリカ	19.1	30.8	17.1	15.6	17.5

注：このデータは、本論文で使用した所得分配統計から算出したもので、人口センサスからのものではない。

しかしながら、次の5カ国についてはその影響は極めて根本的なものだ。まず、前

翻 訳

表 10 標準世帯人員による課税後所得分配（十分位階級、シェア）

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
オーストラリア 1966-67	1.6	3.2	5.3	6.9	8.3	9.5	11.1	13.0	15.7	25.2
カナダ 1972	1.6	3.6	5.2	6.8	8.3	9.7	11.2	13.0	15.8	24.7
フランス 1970	1.4	2.8	4.2	5.5	7.4	8.8	9.7	13.1	16.6	30.5
西ドイツ 1973	2.8	3.7	4.6	5.7	6.7	8.2	9.8	12.1	15.7	30.6
日 本 1969	2.7	4.4	5.7	6.7	7.8	9.0	10.1	11.6	14.1	27.8
オランダ 1967	3.2	5.9	6.8	7.7	8.3	9.2	10.4	12.1	14.5	21.8
ノルウェイ 1970	2.4	4.2	5.7	7.3	8.7	10.2	11.7	13.0	15.0	21.9
スペイン 1971	1.5	2.7	4.4	5.8	7.8	9.0	11.0	13.0	16.5	28.5
スウェーデン 1972	2.6	4.7	6.3	7.8	9.0	10.0	11.6	13.1	16.4	18.6
イギリス 1973	2.4	3.7	5.3	6.9	8.5	9.9	11.1	12.9	15.4	23.9
アメリカ 1972	1.7	3.2	4.6	6.3	7.9	9.6	11.4	13.2	16.0	26.1
平均 a	2.2	3.8	5.3	6.7	8.1	9.4	10.8	12.7	15.6	25.4
変位数 b	0.28	0.23	0.15	0.12	0.07	0.06	0.06	0.04	0.05	0.14

- a) 算術平均  
b) 変動係数より算出

注： 本表の数値は、一応表4と対比できる。  
しかし年次がことなっていることがある。

最上位の2ランクで2.7%上昇して、不平等度はさらに著しくなる。これに対しスウェーデンでは世帯人員数の分布が、1人世帯に集中するという特徴を持っているにも拘

らず、標準化によって相対的に平等な分配となっている。オランダでは1人世帯の数が大きいため、著しい変化を示している。

この結果を見ると、各国の年齢構成の差

表 11 世帯人員数を標準化した場合の、課税後所得分配の不平等度尺度

	アトキンソン		ジャンペル ノウ ン	ジ ニ	クズネツ	タイル	対数分散
	e=0.5	e=1.5					
オーストラリア	0.106	0.329	0.219	0.354	0.279	0.091	0.109
カナダ	0.103	0.320	0.211	0.348	0.275	0.087	0.105
フランス	0.143	0.401	0.279	0.417	0.336	0.126	0.136
西ドイツ	0.118	0.299	0.218	0.386	0.316	0.110	0.087
日 本	0.092	0.247	0.175	0.336	0.263	0.084	0.071
オランダ	0.057	0.167	0.113	0.264	0.209	0.050	0.047
ノルウェイ	0.076	0.236	0.155	0.301	0.202	0.064	0.072
スペイン	0.132	0.383	0.261	0.397	0.301	0.113	0.130
スウェーデン	0.063	0.201	0.129	0.271	0.218	0.051	0.060
イギリス	0.088	0.261	0.176	0.327	0.259	0.076	0.080
アメリカ	0.113	0.338	0.228	0.369	0.297	0.097	0.111

注： 数値は、表10の十分位階級シェアから算出した。



にも述べたオーストラリアと日本が、他国と比べてもっとも平等な所得分配を持っているのは、世帯人員規模の分布の違いが、少なくとも原因の一部となっていることがわかる。<sup>37)</sup>特に日本についてはデータの補正が完全なら、世帯人員規模の標準化によって、もっと大きな変化があったと思われるのである。スペインでは、最下位の2つのランクのシェアが合計1.8%低くなり、最上位の2ランクで2.7%上昇して、不平等度はさらに著しくなる。これに対しスウェーデンでは世帯人員数の分布が、1人世帯に集中するという特徴を持っているにも拘わらず、標準化によって相対的に平等な分配となっている。オランダでは1人世帯の数が大きいいため、著しい変化を示している。

この結果を見ると、各国の年齢構成の差を補償するような要因が、内在的に各国の社会的トランスファーの水準として組み込まれているのではないだろうかと考えられ

る。OECD諸国の多くでは、1人世帯と2人世帯には高齢者世帯である比率が高い。独立して生計を営んでいる老人の人口は、老齢年金の水準が、自分の世帯を維持するのに足りるかどうかに大きく影響されるから、年金水準の向上は、小人数の世帯数を増やすことによって世帯の平均所得水準を低下させ、全体としての世帯の所得分配を不平等にするという、逆説的な性格を持っている。

表10は、このような要因による所得分配のひずみを除去したものであり、少なくとも現在のところは、所得分配データとして国際比較可能な推計なのである。

表11は、表10から算出した各種の不平等度尺数の数値である。表6と比べて見て、もっとも分配が平等なのは、オランダ、スウェーデン、ノルウェイであり、日本とイギリスがこれにつき、もっとも不平等が高いのはフランスとスペインということになる。(次号につづく)

## 原文注

- 26) オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ニュージーランド、スイス、トルコ、ユーゴスラビア。
- 27) 例えば最も富裕なクラスの純所得について考えてみると、所得のランク付けを粗所得としておいて純所得のシェアを見れば、純所得のランクでランク付けしたときのシェアより小さいはずである。最貧困層についても同じであるはずだ。しかしながら、中間層については不平等度の総体的な影響がわからないから、結果をどちらとも言うことができない。
- 28) 本論文で使用しているデータからでは累進性の程度まで推計できないのは、次のような理由による。  
第1に、すでに述べたとおりある国々では、課税前か課税後の所得分配データの一方から他方を算出している。  
第2に、間接税が除かれているし、間接税の転嫁については十分に研究されていない。
- 29) 2, 3の国の事例からだけで慎重に判断しなければならないが、発展途上国は本論文で検討されているような市場経済諸国より、不平等度が大きい傾向が見られるようだ。  
*F. Paukert, op, cit.* を参照されたい。
- 30) 大部分のケースで、サンプリング・エラーとか、景気変動のサイクルの違いとかが残ることになる。ヨーロッパ統計家会議のプロジェクトでも、参加各国が使用する所得の定義がわずかつ異なるし、対象世帯が全人口を

## 翻 訳

カバーしない場合もある。付録 I でカナダ、スペイン、スウェーデンの 3 カ国についてさらに検討が加えられている。

- 31) 十分位階級の最下位のランクを第 1 番目とし、最上位を第 10 番目とする。
- 32) OECD 諸国の貧困の程度内容については、*OECD, Public Expenditure on Income Maintenance Programmes, 1976* を参照されたい。
- 33) 不平等度尺度の数値は、(ジャンペルヌン尺度以外は)所得の十分位階級のシェアの分布から(小数第 2 位まで)計算した。
- 34) 西ドイツについては、異った結果をもたらす 2 つのデータがある。最終的には、表 4、表 6 の「参考」の項目に掲げられた DIW (*Deutsches Institut für Wirtschafts forschung*) のデータが、月額 1,000 マルク以上の所得の世帯も把握されており、国民経済計算の構成との調整もされているので、より信頼できるものと思われる。したがって、すでに述べたところでもあるが、西ドイツの不平等の程度は、他の諸国と比較して相対的に大きくあらわれているものと思われる。
- 35) 典型的な例として、西ドイツの場合を示すと、次のようになる。

世帯の平均粗所得 ( 1 9 6 9 )

1 人 世 帯	7 5 3 ( D. M. 月 額 )
2 人 "	1, 5 0 5 ( " )
3 人 "	1, 9 7 0 ( " )
4 人 "	2, 1 1 1 ( " )
5 人以上世帯	2, 3 3 4 ( " )

- 36) 日本は、この補正は 1 人世帯と 2 人以上世帯の割合についてしかできないのだが、日本とその他の諸国との間の世帯人員分布に大きな差があることを考えると、このような不十分な補正でも行なう価値があると考えられる。
- 37) オーストラリアについては、このような事情によるものよりも、サンプルの選定の方法によるところの方が大きいと思われる。

## 海外社会保障カレント・トピックス(3)

厚生省大臣官房国際課

### はじめに

1981年9月から12月初旬までの社会保障をめぐる国際的な動きのいくつかを拾ってみた。

アメリカやイギリスの福祉予算削減計画はやはり強い抵抗に遭遇しているようだ。一方、西ドイツでは、与野党間の再三の交渉の末ようやく、ここで紹介するような予算削減計画の決定をみた。また前回触れたスウェーデンの来年度予算削減案の背景となる新経済政策の全体が明らかになったので、簡単に説明を加えることにした。フランスについてはトピカルな話題ではないが、あまり知られていない児童関係諸手当(児童手当を除く)の概観を試みた。

### 1. アメリカ — 混迷するレーガン第二次予算削減案と年金改革

レーガン大統領は、1981年9月24日のテレビ演説で、1984年度に財政収支の均衡を達成するため、去る8月に成立した予算法に盛り込まれた352億ドルの節約に加え、さらに160億ドルの財政収支不足対策(予算節約130億ドル、増収30億ドル)を講ずることを提案したが、この

提案の帰趨は現段階では全く明らかとなっていない。

提案の主要な内容は、①国防費及び法定義務福祉費を除く予算の一律12%節約(82年度効果84億ドル)②国防予算の一部削減(同20億ドル)及び③メディケア、メディケイド、AFDC等の節約を内容とする福祉改革パッケージによる削減(同26億ドル)とされている。

また、同大統領は、社会的経済的に大きな争点となっている社会保障年金に関し特に所信を述べ、5月に提案した①早期退職者に対する年金給付率の引下げ②物価スライド実施時期の繰下げ等の提案に固執するものではない旨及びこの問題を超党派で検討する作業委員会の設置を提案した。さらに、応急的対策として、①社会保障信託基金間の借入れを認めること②8月成立予算に盛り込まれるや強い批判を受けた最低保障給付制の廃止を大部分の現行支給者について撤回することを提案した。

この提案を受けて上院は10月15日、①上記応急対策①、②の措置のほか②その財源として疾病給付を最初の6ヶ月につき社会保障税課税対象とするとともに障害年

金に係る世帯給付総額打切制を老齢、遺族年金に導入すること、③社会保障税の一部を障害入院保険から老齢、遺族保険に振替えることを内容とする社会保障法改正案を全会一致で可決した。

## 2 イギリス — 傷病手当金制度の改正

英国の傷病手当金制度は、社会保険の一環で拠出制、傷病後4日目から6カ月間支給されているが、保守党政権は、①アブゼンティーズム（病気でないのに休んで手当をもらうケースの頻発）の排除、②社会保険事務所職員数の削減という観点から、この制度の改正を検討していた。

1981年10月15日ファウラー保健社会保障大臣は、保守党大会の席上、この問題に関する次のような方針を明らかにした。即ち、①最初の8週間の手当金支給事務を国の機関である社会保険事務所から雇主に移し、②雇主は国に対する社会保険料負担総額から手当支給分を予め控除し、これを支給財源にあてる。これによって、公務員3,000人の削減が期待されている。③また、働くより「病休」の方が「もうかる」ことのないよう、手当金の90%を課税対象とする。

保守党が当初目論んだ手当金財源の1/2雇主負担の導入は、関係団体の強い反対で放棄されていることが注目される。ファウラー大臣は、1983年4月からこの改正を実施したい意向と伝えられているが、雇主、被用者、社会保険事務所関係者等各界の出方が未だ明確でなく、財政赤字対策として期待どおりの効果をおさめることがで

きるかどうか成行きが注目される。

## 3. 西ドイツ — 1982年度予算における社会保障費の削減

西ドイツ政府は、1981年9月3日、財政健全化のための歳出削減と増税を盛り込んだ1982年度（1982年1月～12月）予算案及び1981-1985年度中期財政計画を閣議決定した。

82年度予算のフレームは次のとおりである。①歳出規模は2,408億マルク（前半2,312億マルク）で伸び率4.2%（同7.2%）②新規国債発行額は265億マルク（同340億マルク）で公債依存度11%（同14.6%）。82年度予算では145億マルクにのぼる収支改善措置が予定されており、そのうち120億マルクは支出削減によって、残り25億マルクは税増収措置（租税優遇措置の廃止、タバコ税引上げ等）によるものである。

120億マルクにのぼる歳出削減計画中国社会保険関連のものは次のとおりである。①従来の医療費節減法で十分対処できず、近年特に費用上昇の目立つ歯科材料等の支出抑制を図るべく新たに医療費節減強化法を制定し、また各種医療保険制度の統合及び公衆保健サービスの導入等を内容とする医療保険制度の抜本的改正を行うなど、医療費節減対策を一層強化する。②第2子に対する児童手当を月額120マルクから、100マルクに、第3子以降月額240マルクを第3子に220マルク、第4子以降240マルクに改める。この改正で毎年約15億マルクの節約になるといわれている。③年金保険料率を1982年から2年間に

限って、18.5%から18.0%に下げ、これによって浮いた財源を失業保険会計に繰り入れ、その分だけ連邦政府の補助金負担を軽減する。

#### 4. フランス — 困難な状況にある児童の養育に関する援助制度の概要

フランスの社会保障制度は疾病給付、老齢給付、家族給付、及び社会扶助から成るが、家族給付の中にある「片親手当」及び「孤児手当」が我が国の児童扶養手当に、「特別教育手当」が特別児童扶養手当に相当するものである。

片親手当は、1976年に創設され、死別、離婚のほか何らかの事情で一人になり、単独で一人以上の児童を養育する者であって、「家族最低収入」未満の収入しかない者に対して給付される。1980年における受給者は約6万人といわれている。

孤児手当は、1970年に創設され、両親又は片親をなくした児童（孤児）を養育する者を援助するものである。「孤児」とは、両親の不明な児童、両親又は片親によって遺棄された児童等「孤児」と同様の状況にある児童を含む。1980年における受給家庭は約39万である。

特別教育手当は、1975年創設され、その目的は障害児を養育することから生ずる追加的出費の一部を補助することにある。支給対象児童は20才未満で、かつ少なくとも50%以上の恒久的廃疾を示す者でなければならない。ただし疾病保険又は社会扶助による全額負担で施設に収容されている児童は含まない。受給者は、1980年現在約7万人である。

これらの制度は国が一元的に管掌しているが国庫負担はなく、財源はすべて全額使用者負担による保険料でまかなわれている。手当の支給等の現業分野は家族手当全国金庫（CNAF）が担当することとされている。

#### 5. スウェーデン — 新経済政策の社会保障への影響

スウェーデン政府は、1981年9月13日夕刻異例の閣議を開き、新しい経済政策を決定した。主要な内容は、①スウェーデン・クローネの10%切下げ（9月14日実施）②82年1月までの物価凍結及び付加価値税の23.46%から20%への引下げなどによるインフレ対策 ③雇用関係法規の改正（6カ月の試用期間の導入）及び健康保険自己負担分の拡大による経済生産力の強化 ④来年度予算における120億クローネの支出削減（連載第2回参照）や、地方財政の伸びに1%の上限を設けること等々による財政健全化などである。

付加価値税の引下げにより物価は若干下がるが、平価切下げにより輸入品価格が上昇するため、全体として家計はややひっ迫するというのが一般的な見方である。

また、医療費の患者負担の引上げについては、10月に次のとおり決定されている。（）内は開業医の場合である。①通院診療1回につき25（30）クローネを30（35）クローネに、②往診加算15クローネを20クローネに、③電話相談は、1回につき10（15）クローネを15（20）クローネに、④パラメディカルによる通院診療1回につき15クローネを20クローネに、⑤

パラメディカルの往診は10クローネを15クローネに、⑥開業パラメディカル受診1回につき20クローネを25クローネに引き上げ、1982年1月1日より実施する。

一方、現在、間接税はエネルギー価格とともに年金算定基礎額の指標から除外されているため（連載第1回参照）、年金額は

平価切下げの影響を全面的に受けて伸びるとともに、付加価値税の引下げ分だけ購買力が増大する。しかし、年金受給者は40億クローネに達する政府の節減政策によって大きな打撃を被るものと思われ、新経済政策は年金受給者にとって必ずしも有利とはいいきれないだろう。

# 海外社会保障関係文献目録

1981年6月～9月社会保障研究所図書室受入分

## 社会保障・社会政策一般

- Aaron, Henry J.  
On social welfare/Henry Aaron. Cambridge, Mass.: Abt Books, c1980. xiii, 127 p.; 23cm.  
“Lectures delivered at Abt Associates and the University of Michigan during early 1979.”
- Billis, David  
At risk of prevention. *Journal of social policy* 10(3) July 1981, p.367-379.
- Büscher, Horst  
Axiomatische Grundlagen einer gesellschaftspolitischen Konzeption nach Weiser. *Sozialer Fortschritt* 30(5) Mai 1981, p.109-115.
- Chow, Nelson W. S.  
Social security provision in Singapore and Hong Kong. *Journal of social policy* 10(3), July 1981, p.353-366.
- Cockburn, Christine  
The role of social security in development. *International social security review* 33(3/4) 1980, p.337-358.
- Culyer, A. J.  
Economics, social policy and social administration: the interplay between topics and disciplines. *Journal of social policy* 10(3) July 1981, p.311-329.
- Edwards, John  
Subjectivist approaches to the study of social policy making. *Journal of social policy* 10(3) July 1981, p.289-310.
- Flora, Peter  
The Development of welfare states in Europe and America/edited by Peter Flora and Arnold J. Heidenheimer. New Brunswick, U.S.A.: Transaction Books, c1981. 417 p.: ill.; 24 cm.
- Fuchs, Anke  
Solidarität erforderlich. *Bundesarbeitsblatt* 5 Mai 1981, Sozialpolitik p.13-18.
- Grönert, Jochen  
Kostenschätzung statt politischer Diskussion? *Sozialer Fortschritt* 30(5) Mai 1981, p.107-109.
- Hanson, Elizabeth  
The politics of social security: the 1938 Act and some later developments. Auckland, Auckland Univ. Press, c1980. 181p. 23cm.
- Hymans, Saul H.  
Saving, investment, and social security. *National tax journal* 34(1) March 1981, p.1-8.
- ISSA. General Assembly, 20th Manila, Oct. - Nov. 1980 (Report I)  
Evolution of social security and ISSA activities 1978-1980; report of the Secretary General of the ISSA. Geneva, 1981. v, 85p. 30cm.
- ISSA. General Assembly, 20th, Manila, Oct. 1980. (Report VI-VII)  
Concept of the dependent child. Reporter: A.J.E. Mariuzzo (Argentina) (Report VI) Family allowances and taxation. Reporter: J. Hochard (France). (Report VII) Geneva, 1981. 48, 15p. 30cm.

- ISSA. General Assembly, 20th, Manila, Oct. – Nov. 1980. Report VIII–X)  
Factors entering into the calculation of pension amounts and their influence on the level of social protection of insured persons. Reporter: M. Lantsev (USSR). (Report VIII)  
Provisions relating to an insured person who is covered, or has been covered, by several schemes each awarding entitlement to a pension on different conditions, in particular with regard to age. Reporter: P. Hecquet (France) (Report IX)  
Benefits for the survivors of invalidity pensioners. Reporter: N. de Mamantoff (France) (Report X)  
Geneva, 1981. 54, 83, 29p. 30cm.
- ISSA. General Assembly, 20th, Manila, Oct. – Nov. 1980. (Report XI–XIV)  
Geneva, General Secretariat of the ISSA, 1981. 18, 60, 12, 10p. 30cm.  
Contents.  
Report XI. The impact of recent developments in technology on occupational diseases. Reporter: P. Marcos (Philippines).  
Report XII. Basic conditions for the award of pensions to victims of employment accidents and their survivors, having regard to the possibility of compensatory settlement and its compatibility with social security principles. Reporter: M. Brancoli. (Italy)  
Report XIII. Specialised training of occupational safety experts. Reporter: P. Buss (F.R. of Germany).  
Report XIV. The role of the mass media in the prevention of occupational risks. Reporter: D. Andreoni (ISSA).
- ISSA. General Assembly, 20th, Manila, Oct. – Nov. 1980 (Report XVII)  
The evolution of the administrative structures of social security in the light of developments relating to social protection and the use of modern data-processing methods. Reporter: R. Verger (France).  
Geneva, General Secretariat of the ISSA, 1981. 95p. 30cm.
- ISSA. General Assembly, 20th, Manila, Oct. 1980. (Report XVIII)  
Demographic and financial projections in social security. Geneva, 1981. 44, 16p. 30cm.  
Contents.  
Summary of recent financial and demographic projections in the field of social security. Reporter: K.-H. Wolff (Austria).  
Methods employed in demographic and financial projections in social security. Reporter: G. Newton (United Kingdom).
- ISSA, General Secretariat of the.  
Developments and trends in social security 1978–1980. *International social security review* 33(3/4) 1980. p.267–336.
- Jahrbuch des Sozialrechts der Gegenwart Bd.1: allgemeiner Teil des Sozialgesetzbuches, Ausbildungs- und Arbeitsförderung, Sozialversicherung, soziale Entschädigung bei Gesundheitsschäden, Kinder- und Wohngeld, Sozial- und Jugendhilfe, Verwaltungsverfahren; Gesetzgebung und Verwaltung, Höchstrichterliche Rechtsprechung, Einschlägige Literatur; Nachschlagewerk für Wissenschaft und Praxis, hrsg. von Prof. Dr. Georg Wannagat. Berlin, Schmidt, 1979. 416p. 24cm.
- Jahrbuch des Sozialrechts der Gegenwart Bd. 2, hrsg. von Prof. Dr. Georg Wannagat. Berlin, Schmidt, 1980. 420p. 24cm.
- Leimer, Dean R. and Peter A. Petri  
Cohort-specific effects of social security policy. *National tax journal* 34(1) March 1981, p.9–28.
- Lightman, Ernie S.  
Continuity in social policy behaviours: the case of voluntary blood donorship. *Journal of social policy* 10(1) Jan. 1981, p.53–79.
- Marsh, David Charles.  
The welfare state: concept and development/D.C. Marsh. 2d ed. London; New York: Longman, 1980. 105 p.; 20cm. (Aspects of modern sociology: The social structure of modern Britain)
- National Commissions on Social Security: Recommendations. *Social security bulletin* 44(5) May 1981, p.3–13.
- NBER. Working paper No. 314: The effect of social security on private savings: the time series evidence, by Martin Feldstein. Cambridge MA, (1979). 4p. 29cm.  
NBER Reprint No. 46; repr. from the *Social Security Bulletin*, v.42, No.5 (May, 1979), p.36–39.
- NBER. Working paper No. 334: The effect of social security on saving, by Martin Feldstein. Cambridge MA, 1979. 29p. 29cm.
- NBER. Working paper No. 351: Social security and retirement: evidence from the Canada time series, by Anthony J. Pellechio. Cambridge MA, 1979. 26p. 29cm.



NBER. Working paper No. 355: International differences in social security and saving, by Martin Feldstein. Cambridge MA, 1979. 22p. 29cm.

Perrin, Guy  
La sécurité sociale des étrangers et des migrants selon les instruments de l'Organisation Internationale du Travail (OIT). *Revue belge de sécurité sociale* 23(3) mars 1981 p.315-333.

Sheshinski, Eytan and Yoram Weiss  
Uncertainty and optimal social security systems. *The quarterly journal of economics* 96(2), May 1981, p.189-206.

Social security statistics 1980 (incorporating 1979), by the Dept. of Health and Social Security. London, HMSO, 1980. 239p. 30cm.

Social trends No. 11 1981 edition.  
Ed. by Deo Ramprakash. Associate editor: Martin Daly. London, HMSO, 1980. 253p. 30cm.

Villars, C.  
Social security for migrant workers in the framework of the Council of Europe. *International labour review* 120(3) May-June 1981, p.291-302.

## 社会保険

Creedy, John  
Taxation and National Insurance contributions in Britain. *Journal of public economics* 15(3) June 1981, p.379-388.

Creedy, John & Richard Disney  
Eligibility for unemployment benefits in Great Britain. *Oxford economic papers* 33(2) July 1981, p.256-273.

Freeman, Richard B.  
The effect of unionism on fringe benefits. *Industrial & labor relations review* 34(4) July 1981, p.489-509.

Green, Francis  
The effect of occupational pension schemes on saving in the United Kingdom: a test of the life cycle hypothesis. *The economic journal* 91(361) March 1981, p.136-144.

Hoppe, Werner  
Statistik - richtig oder falsch? Zur Missbrauchs-Diskussion um Arbeitslosmeldung und AFG-Leistungen. *Sozialer Fortschritt* 30(5) Mai 1981, p.97-103.

ISSA. International Conference of Social Security Actuaries and Statisticians, 7th, México, 1979.  
Proceedings of the 7th International Conference of S.S.A.E. México, 1979. 3v. (xii, 149, 350, xii, 460, viii, 543p.) ill. 24cm.

Konzertierte Aktion; Albert Holler: Grosse Besorgnis/Dr. Rudolf Grupp: Empfehlungen. *Bundesarbeitsblatt* 5 Mai 1981, p.5-12.

Leclercq, J.  
L'application des intérêts moratoires aux prestations sociales. *Revue belge de sécurité sociale* 23(4-5) avril-mai 1981, p.405-465.

Leigh, Duane E.  
The effect of unionism on workers' valuation of future pension benefits. *Industrial & labor relations review* 34(4) July 1981, p.510-530.

Lewis, Paul Martin  
Family, economy and polity: a case study of Japan's public pension policy. Berkeley, the author, c1981. xi, 533p. ports. 29cm. Dissertation submitted in partial satisfaction of the requirements for the degree of doctor of philosophy in sociology in the graduate division of the Univ. of California, Berkeley.

Lewis, Richard  
No-fault compensation for victims of road accidents: can it be justified? *Journal of social policy* 10(2) Apr. 1981, p.161-178.

Report of the President's Commission on Pension Policy: executive summary. *Social security bulletin* 44(5) May 1981, p.14-17.

## 社会福祉

Berg, William E. & Richard Theado  
The utilization of evaluative research in social welfare programs. *Social service review* 55(2) June 1981, p.183-192.

Draper, Thomas W.  
On the relationship between welfare and marital stability: a research note. Welfare and marital dissolution: a reply, by Stephen J. Bahr. Reply to Bahr, by T.W. Draper. *Journal of marriage and the family* 43(2) May 1981, 293-302.

- Fischer, Joel  
The social work revolution. *Social work* 26(3) May 1981, p.199-207.
- Hutchens, Robert M.  
Entry and exit transitions in a government transfer program: the case of aid to families with dependent children. *The journal of human resources* 16(2) Spring 1981, p.217-237.
- ISSA. Studies and research No. 17'  
Social security and disability: issues in policy research. Geneva, 1981. vii, 164p. 24cm.
- James, Adrian L.  
Policies into practice: intermediate treatment and community service compared. *Journal of social policy* 10(2) Apr. 1981, p.145-160.
- Jones, Ray ed.  
Social work with adolescents, ed. by R. Jones & Colin Pritchard. London, Routledge K. Paul, 1980. ix, 249, 14p. 22cm. (Library of social work)
- Judge, Ken  
Charging for social care; a study of consumer charges and the personal social services, by K. Judge & James Matthews. London, G. Allen & Unwin, c1980. 150p. 23cm.
- Koeske, Gary F. and Mary Ann Crouse  
Liberalism-conservatism in samples of social work students and professionals. *Social service review* 55(2) June 1981, p.193-205.
- Land, Kenneth C. and Marilyn M. McMillen  
Determinants of morbidity and disability trends in the United States, 1958-77. *Social indicators research* 9(3) Sept. 1981, p.313-345.
- Organizing Social Services Departments; further studies by the Brunel Social Services Unit, by David Billis & others. London, Heinemann, c1980. xix, 226p. 22cm. (Brunel Institute of Organization and Social Studies)
- Ottensmann, John R.  
The spatial dimension in the planning of social services in large cities. *Journal of the American Planning Association* 47(2) Apr. 1981, p.167-174.
- Palfrey, Colin F.  
Management training needs in Social Services Departments. *Social policy & administration* 15(2) Summer 1981, p.125-135.
- Polivka, Larry et al.  
Human service reorganization and its effects: a preliminary assessment of Florida's services integration 'experiment'. *Public administration review* 41(3) May/June 1981, p.359-365.
- Pressel, Ingeborg  
Subjektzentrierte Beratung als strukturelles Problem der Sozialarbeit: Thesen zu Dimensionen von Beratung in Selbstverständnis und Methoden der Sozialarbeit. *Nachrichten Dienst* 61(5) Mai 1981, p.132-135.
- Raymond, Guy  
Les "mères de famille" des villages d'enfants. *Droit social* 5 Mai 1981, p.421-424.
- Social Security Disability Amendments of 1980: legislative history and summary of provisions. *Social security bulletin* 44(4) Apr. 1981, p.14-31.
- U.S. Dept. of health and Human Services. Social Security Administration. Office of Family Assistance.  
Characteristics of State plans for aid to families with dependent children under the Social Security Act, Title IV-A; and for Guam, Puerto Rico, & Virgin Islands-old age assistance, aid to the blind, aid to the permanently, totally disabled, under titles I, X, XIV, and XVI (AABD) of the Social Security Act. -1981 ed. Washington, GPO, (1981?) xiv, 237p. 30cm. (SSA Pub. no. 80-21235)
- 保健・医療
- Brown, Malcolm C.  
The public finance of medical and dental care in Newfoundland - some historical and economic considerations. *Journal of social policy* 10(2) Apr. 1981, p.209-227.
- Deppe, Hans-Ulrich  
Work, disease, and occupational medicine in the Federal Republic of Germany. *International journal of health services* 11(2) 1981, p.191-205.
- Gortmaker, Steven L.  
Medicaid and the health care of children in poverty and near poverty: some successes and failures. *Medical care* 19(6) June 1981, p.567-582.
- Hunter, David J.  
Coping with uncertainty: policy and politics in the National Health Service/David J. Hunter. Chichester; New York: Research Studies Press, c1980. xix, 292p.; 24cm. Social policy research monograph series; 2

- Jacobs, Michael & Gelvin Stevenson  
Health and housing: a historical examination of alternative perspectives. *International journal of health services* 11(1) 1981, p.105-122.
- Kelman, Steven.  
Regulating America, regulating Sweden: a comparative study of occupational safety and health policy/Steven Kelman. Cambridge, Mass.: MIT Press, cl1981. x, 270p.; 24cm.
- Lambrinos, James  
Health: a source of bias in labor supply models. *The review of economics and statistics* 63(2) May 1981, p.206-212.
- Maynard, Alan  
The inefficiency and inequalities of the health care systems of Western Europe. *Social policy & administration* 15(2) Summer 1981, p.145-163.
- Orr, Suezanne Tangerose and C. Arden Miller  
Utilization of health services by poor children since advent of medicaid. *Medical care* 19(6) June 1981, p.583-590.
- Price, Daniel N.  
Income replacement during sickness, 1948-78. *Social security bulletin* 44(5) May 1981, p.18-32.
- Sandier, Simone  
Les soins médicaux en France et aux U.S.A. *Consommation* 1981(1) jan./mars, p.3-36.
- Townsend, Peter  
Toward equality in health through social policy. *International journal of health services* 11(1) 1981, p.63-75.
- Treloar, Susan  
The junior hospital doctors' pay dispute 1975-1976: an analysis of events, issues and conflicts. *Journal of social policy* 10(1) Jan. 1981, p.1-30.
- Waitzkin, Howard  
The social origins of illness: a neglected history. *International journal of health services* 11(1) 1981, p.77-103.
- Wan, Thomas T. H. and Joel H. Broida  
Factors affecting variations in health services utilization in Quebec, Canada. *Socio-economic planning sciences* 15(5) 1981, p.231-242.

## 高齡者問題

- Amman, Anton  
Open care for the elderly in seven European countries: a pilot study in the possibilities and limits of care edited by Anton Amann. 1st ed. Oxford; New York: Pergamon Press, 1980. xii, 225p. 26cm.  
"This book is based on a European cross-national research project cosponsored by the European Centre for Social Welfare Training and Research, Vienna, the European Coordination Centre for Research and Documentation in Social Sciences, Vienna, and the United Nations Division for Social Affairs, Geneva."
- Berghorn, Forrest J., 1932-  
The dynamics of aging: original essays on the processes and experiences of growing older/Forrest J. Berghorn, Donna E. Schaffer and associates. Boulder, Colo.: Westview Press, 1981. xix, 510p.: ill.; 24cm.
- Challis, D. J.  
Measurement of outcome in social care of the elderly. *Journal of social policy* 10(2) Apr. 1981, p.179-208.
- Cribier, Françoise  
Changing retirement patterns: the experience of a cohort of Parisian salaried workers. *Ageing and society* 1(1) March 1981, p.51-71.
- Davies, James B.  
Uncertain lifetime, consumption, and dis-saving in retirement. *Journal of political economy* 89(3), June 1981, p.561-577.
- FallCreek, Stephanie and Neil Gilbert  
Aging network in transition: problems and prospects. *Social work* 26(3) May 1981, p.210-215.
- Kutza, Elizabeth A.  
Toward an aging policy. *Social policy* 12(1) May/June 1981, p.39-43.
- Russell, Louise B.  
An aging population and the use of medical care. *Medical care* 19(6) June 1981, p.633-643.
- Tissue, Thomas and John L. McCoy  
Income and living arrangements among poor aged singles. *Social security bulletin* 44(4) Apr. 1981, p.3-13.

- Townsend, Peter  
The structured dependency of the elderly: creation of social policy in the twentieth century. *Ageing and society* 1(1) March 1981, p.5-28.
- Walker, Alan  
Towards a political economy of old age. *Ageing and society* 1(1) March 1981, p.73-94.
- Wan, Thomas T.H. & Barbara Gill Odell  
Factors affecting the use of social and health services among the elderly. *Ageing and society* 1(1) March 1981, p.95-115.
- その他
- Bosanquet, Helen Dendy, 1860-1925.  
The strength of the people: a study in social economics/Helen Bosanquet. New York: Garland Pub., 1981. xx, 345p. 23cm. (The English working class)  
Reprint of the 2d ed. (1903) published by Macmillan, London.
- Bray, Reginald Arthur.  
Boy labour and apprenticeship/Reginald A. Bray. New York: Garland Pub., 1980. xi, 248p. 19cm. (The English working class)  
Reprint of the 1911 ed. published by Constable, London.
- Bulmer, Martin  
Social research and royal commissions edited by Martin Bulmer. London; Boston: G. Allen & Unwin, 1980. xv, 198p.; 23cm.
- Burridge, Peter & Ian Gordon  
Unemployment in the British metropolitan labour areas. *Oxford economic papers* 33(2) July 1981, p.274-297.
- Cadbury, Edward.  
Women's work and wages/Edward Cadbury, M. Cecile Matheson, George Shann. New York: Garland Pub., 1980. 368p. 19cm. (The English working class)  
Reprint of the 1906 ed. published by T. Fisher Unwin, London.
- Chadwin, Mark Lincoln et al.  
Reforming welfare: lessons from the WIN experience. *Public administration review* 41(3) May/June 1981, p.372-380.
- Chamley, Christophe  
The welfare cost of capital income taxation in a growing economy. *Journal of political economy* 89(3) June 1981, p.468-496.
- Cohen, Gaynor and Jaqi Nixon  
Employment policies for youth in Britain and the USA. *Journal of social policy* 10(3) July 1981, p.331-351.
- Glennerster, Howard  
From containment to conflict? Social planning in the seventies. *Journal of social policy* 10(1) Jan. 1981, p.31-51.
- Keithley, Jane  
The European social budget. *Social policy & administration* 15(2) Summer 1981, p.136-144.
- Mallet, Alfredo  
Social protection of the rural population. *International social security review* 33(3/4) 1980, p.359-393.
- Marshall, T. H.  
Poverty or deprivation? *Journal of social policy* 10(1) Jan. 1981, p.81-87.
- Olson, Craig A.  
An analysis of wage differentials received by workers on dangerous jobs. *The journal of human resources* 16(2) Spring 1981, p.168-185.
- Outer London Inquiry Committee.  
West Ham: a study in social and industrial problems/[compiled by]Edward G. Howarth, Mona Wilson. New York: Garland Pub., 1980. xix 423p. ill. 23cm. (The English working class)  
Reprint of the 1907 ed. published by J. M. Dent, London.
- Pazner, Elisha A. and Efraim Sadka  
Welfare criteria for tax reforms: efficiency aspects. *Journal of public economics* 16(1) Aug. 1981, p.113-122.
- Pollak, Robert A.  
The social cost of living index. *Journal of public economics* 15(3) June 1981, p.311-336.
- Ruggles, Patricia and Michael O'Higgins  
The distribution of public expenditure among households in the United States. *The review of income and wealth* 27(2) June 1981, p.137-164.
- Rosenmayr, Leopold  
Objective and subjective perspectives of life span research. *Ageing and society* 1(1) March 1981, p.29-49.
- Sorrentino, Constance  
Youth unemployment: an international perspective. *Monthly labor review* 104(7), July 1981, p.3-15.